For the World
We Share

標準購入規約

更新日:2025 年 10 月 1 日

最終更新日 2025/10/1 © 2025 Carrier All Rights Reserved.

目次

1. 購入契約 3
2. 価格 3
3. 支払い 4
4. 梱包及び引渡し 4
5. 不可抗力 4
6. 保証 5
7. 商品の品質及び真正性 7
8. 技術商品、ソフトウェア又はサービス 7
9. 施設、システム又は Carrier 情報へのアクセス 9
10. 補償、請求の防御 9
11. 検収 9
12. 買主による変更 10
13. 解除／終了 10
14. 譲渡／再委託 10
15. 支配権の変更、買収、分割 11
16. 買主の財産 11
17. 行動規範 11
18. 秘密情報及び／又は専有情報 12
19. 知的財産 12
20. 法令の遵守 13
21. サービスの履行 13
22. 救済措置 14
23. 所有権 14
24. 保険 14
25. 監査権 15
26. 準拠法／紛争解決 15
27. 分離可能性／権利放棄の否定 15
28. 国際販売に関する国際連合条約の排除 15
29. 持続可能性 15
30. 進行義務 16
31. 製品の安全性 16
32. 機会均等義務 16
33. 完全合意／変更 16
A. 別紙 A–Carrier 情報のセキュリティ 18
B. 別紙 B–施設又はシステムへのアクセス 18
C. 別紙 C–適用法／遵守義務 18
D. 別紙 D–人工知能 18

 © 2025 Carrier All Rights Reserved.

日本キヤリア株式会社（以下「本買主」という。）[1]

標準購入規約

本標準購入規約（以下「**本規約**」という。）は、取引文書、発注書、リリース、作業指示書、電子送信（以下「**EDI**」という。）注文、その他の文書（以下個別に及び総称して「**注文書**」という。）を含む本買主の注文書で参照される場合、また、注文書が存在しないときは、商品又はサービスを本買主が受領し本買主の電子支払システムで支払われる場合に適用される。本買主は、その単独の裁量で、いつでも本規約を変更することができる。かかる変更は、https://www.corporate.carrier.com/suppliers/に更新を掲載することにより有効となるものとするが、掲載後に売主に提出された注文書についてのみ適用されるものとする。注文書の対象となる商品又はサービスの「**売主**」又は「**本サプライヤー**」は、その責任において、本規約の変更を確認するために、定期的に本サイトを訪問するものとする。本買主に対して注文書の対象となる商品を提供し、又はサービスの一部を履行することにより、売主は、本規約及びこれに対する将来の変更に拘束されることを認め、これに同意する。本契約において、「関連会社」とは、売主若しくは買主を直接的若しくは間接的に支配する、売主若しくは買主に所有される、売主若しくは買主によって支配される、又は売主若しくは買主と共通の所有権若しくは支配下にあるいかなる法人または事業体を指す。

1. 購入契約

売主は注文書に記載された商品及び／又はサービスを販売することに同意し、本買主は売主からこれを購入することに同意する。売主は、各注文書の受領及び承諾を確認するものとする。ただし、何らかの理由により、売主が本買主による注文書の発行後 2 営業日以内に注文書の承諾又は確認をしない場合、注文書は承諾されたものとみなされる。さらに、売主が注文書の対象となる注文の存在を認識する行為（注文書を履行するための行為を含む。）は、注文書及び本規約を含むすべての契約条件の売主による無条件の承諾を構成するものとする。売主は、追加の又は異なる条件を提示してはならず、本買主は、売主が提示する追加の又は矛盾する条件をいかなる時も拒否する。売主及び本買主が事前の書面による合意を締結しており、かかる事前の合意が、(i) 失効していない、又は終了しておらず、かつ、(ii) 本規約が適用されないことを明示していない場合、かかる事前の合意のすべての規定は完全に効力を有し、かかる事前の合意の規定が本規約と矛盾しない範囲において、本規約は、事前の合意を補完し、併せて供給契約（以下「**供給契約**」という。）を構成するものとする。事前の合意がない場合、又はかかる事前の合意が失効し若しくは終了した場合、本規約を含む注文書の条件は、本買主と売主間の契約条件の完全かつ排他的な記述を構成するものとし、両当事者の正当に権限を与えられた代表者が署名した書面による合意によってのみ変更できる（以下「**注文契約**」という。）。「**本契約**」とは、供給契約又は注文契約のいずれかの存在を指すものとする。

2. 価格

商品及び／又はサービスの価格は、注文書に記載された価格又は供給契約書に定められた価格（以下「**本価格**」という。）とし、本契約で明示的に許可されている場合を除き、値上げされないものとする。本価格には、以下の(a)～(c)が含まれる。(a) 適用されるインコタームズに基づくすべての運賃、関税及び税金（売上税、物品税及び源泉徴収税を含む。）を含む、梱包及び配送地までの配送に関するすべての費用。(b) 販売代理店への手数料。(c) その他付随的費用（かかる費用が本買主への請求書に別項目として記載されているか否かを問わない）。本価格には、政府が課す付加価値税（value added tax：以下「**VAT**」という。）が含まれず、これは、各出荷に際して売主の請求書に別途記載する必要がある。商品又はサービスが売上税を免除されると特定される範囲において、納税者番号及び／又はその他の免除情報は、売主によって提供されるものとする。売主は、本価格が、同等又はより少ない数量の同一又は類似の商品又はサービスについて他の買主に現在提示されている価格よりも不利なものではないことを保証する。本買主が書面で特に同意しない限り、いかなる種類の追加料金又はサーチャージも認められない。

[1]Carrier Corporation 及びその親会社、関連会社又は子会社は、本標準購入規約に従い、「本買主」又は「Carrier」に与えられるすべての権利及び／又は便益を行使する権利を有するものとする。

最終更新日 2025/10/1 © 2025 Carrier All Rights Reserved.

3. 支払い

書面による別段の合意がある場合又は法令により要求される場合を除き、請求書が正確であり、対象となる商品及び／又はサービスがすべて受領されている場合、請求書は、その発送日から 90 日後に処理が行われ、次回予定されている定期支払処理で支払われる。支払いは、少なくとも月に 1 回行われる。売主は、本買主の指示に従って請求書を発行するものとし、これには指定されたシステム、形式、及びプロセスが含まれる場合がある。売主は、指定されたシステムの使用に関連する費用を負担する。本買主が指定されたシステムの使用を要求する場合、指定されたシステムで提出されるまで、請求書は支払われず、また受領されたともみなされない。すべての請求書には、発注番号、品目番号、品目又はサービスの説明、サイズ、数量、単価の情報を含める必要がある。請求書の支払いは、数量不足、欠陥、不適合、クレジット及びその他売主が注文又は以前の注文の要件を充足していないことによる調整の対象となるものとする。本買主は、電子的に又は小切手で、支払いを行うことができ、かかる小切手は「支払銀行」によって提示された時点で受け入れられるものとする。法令で定められた相殺又は回収の権利に加え、法令上別段の定めがある場合を除き、売主に対して支払われるすべての金額は、売主及び／又は売主の関連会社の本買主及び／又は本買主の関連会社に対する債務を控除したものとみなされる。本買主は、法令上別段の定めがある場合を除き、売主又は売主の関連会社から本買主又は本買主の関連会社に支払われるべき金額の全部又は一部について、売主に支払うべき支払い又はその他の義務と相殺、又はこれから回収する権利を有する。本買主は、本買主が行った相殺又は回収を記載した明細書を売主に提供する。本買主はまた、法令上別段の定めがある場合を除き、本規約に基づき本買主に支払うべき金額について売主に請求する権利を有するものとし（例：払戻し）、かかる請求書は受領後 30 日以内に売主により支払われるものとする。本買主は、法令上別段の定めがある場合を除き、商品の受領又はサービスの履行の受領後 12 ヶ月以上経過した後に請求書を受領した場合、いかなる商品又はサービスに対しても支払義務を負わないものする。

4. 梱包及び引渡し

売主は、本買主、関係する運送業者及び輸出先国の要件に従って、すべての商品を適切に梱包、マーク付け、追跡、出荷及び納品を行う。指示がない場合、商品は、商品が損傷を受けていない状態で引き渡されることを確実にするのに十分な方法で梱包され、出荷されるものとする。商品は、注文書に明記された住所又は場所（以下「**Carrier 所在地**」）に、組み立てられ使用可能な状態で引き渡されるものとする。注文書又は本契約に別段の定めがない限り、すべての出荷にインコタームズ© 2020 DDP が適用される。本買主が本契約において輸送費を支払うことに同意した場合、売主は、本買主の指示がある場合、国内及び海外向けのすべての貨物について Carrier の輸送管理システム（Carrier Transportation Management System）（以下「**TMS**」という。）を利用するものとする。TMS が利用されていない場合、売主は、該当する TMS の配送料と売主の配送料との間における差額を本買主に支払うものとする。売主が輸送費を負担する場合、売主は、最も効率的な輸送手段が利用されるよう確保し、本買主に発送地から目的地までの可視性を提供するために、独自の輸送管理システムを導入するものとする。商品の引渡し又は必要なサービスの履行は、商品又はサービスが本買主によって実際に受領され受け入れられるまで完了しない。売主が引渡日又は履行日を遵守する義務は重要であり、売主が商品を引き渡す義務及びサービスを履行する義務に関しては、期限厳守とする。期限までに引き渡されない又は履行されない商品又はサービスを本買主が受け入れたとしても、損害賠償請求権の放棄にはあたらない。売主は、引渡義務を果たすために必要な原材料及び原材料を確実に保有するリスクを負担する。注文書の引渡日（又はより早い若しくは遅い、売主と本買主が合意した引渡日）に間に合わせるために迅速な出荷方法が必要な場合、売主はその方法を利用し、すべての割増運賃を支払うものとする。売主が適合する商品又はサービスを期限までに提供できず、本買主の生産スケジュールを混乱させた場合、売主は、以下を含むすべての損害について責任を負う。(i) 他のサプライヤーから代替商品又は代替サービスを確保するために支払った割増金（代替品等の確保が可能であった場合）。(ii) すべての割増コスト又は特急料金。(iii) 生産停止時間又はプロジェクトの遅延に起因する追加費用又は逸失利益。

5. 不可抗力

いずれの当事者も、不履行又は遅延が、ある一定の時点において、予見不能であり、不可避であり、当該当事者の支配を超え、当該当事者の過失によらない原因（以下それぞれ「**不可抗力事由**」という。）に起因する限り、本契約に違反したとはみなされないものとする。ただし、各不可抗力事由が発生した場合、影響を受ける当事者は、可及的速やかに他方当事者に対して、各不可抗力事由の発生、発生により合理的に予想される遅延期間、及び各不可抗力事由を軽減するために講じることを予定している措置を明記して通知するものとする。売主のサプライヤーに影響を与える事由により履行不良又は遅延が発生した場合には、本条の適用により当該不履行又は履行遅延が免責されるものではな

い（当該事由が上記に定義する「不可抗力事由」であり、かつ、当該サプライヤーが提供する商品又はサービスを売主が他の供給源から適時に入手できない場合は除く。）。疑義を避けるために付言すると、(i) 市場状況若しくは売主の行為に基づく材料若しくは原材料の費用若しくは入手可能性の変化、(ii) 財政的困難、又はいずれかの当事者が利益を得ることができない、若しくは金銭的損失を避けることができないこと、(iii) 材料、プレミアム、労働力若しくはエネルギーの一般的な入手可能性の欠如を含む価格若しくは市場状況の変化、又は(iv) 当事者が本規約に基づく義務を果たすことが金銭的に不可能であることは、不可抗力事由を構成しないものとする。売主による履行遅延又は不履行の間、本買主は、本契約に定める条項によって、その損害を軽減し、製造上の混乱を回避するために必要な措置を講じることを妨げられないものとし、これには、(a) 本買主が責任を負うことなく、他の供給源から商品を購入して、その数量だけ売主に対する予定分を削減すること、(b) 売主の費用において、注文書に基づく作業のために生産若しくは取得したすべての完成品、仕掛品、部品及び材料を本買主に引き渡すよう売主に要求すること、又は (c) 売主に対して、他の供給元から、本買主が要求する数量及び時期で、注文書に定める本価格で本製品を提供させることを含むが、これらに限定されない。不可抗力事由の結果として 10 日を超える遅延が発生した場合、本買主は、かかる事由の影響を受ける範囲で、すべての契約を終了する選択権を有するものとする。当該終了により、影響を受ける商品及び／又はサービスの売買に関する契約に基づく両当事者のすべての義務及び責任が免除されるものとする。

6. 保証

本買主が売主から購入したものに基づき、以下の 1 つ又は複数の保証が適用される。

商品　売主は、本買主並びにその関連会社、承継人、譲受人、顧客及び本買主が販売する商品又は本買主の製品を組込んだ製品（以下「**本製品**」という）のエンドユーザー（以下「**エンドユーザー**」という）に対して、本規約に基づき提供するすべての商品が以下であることを保証する。(i) 商品適格性（merchantability）を有している。(ii) 本買主が受領する時点で新品である。(iii) 素材及び仕上がりにおいて欠陥がない。(iv) 本買主が商品を設計した範囲を除き、設計上の欠陥がない。(v) すべての仕様書、サンプル、基準、図面、及び性能要件に厳密に準拠している。(vi) 適用されるすべての規制およびその他の法的要件に準拠していること。その商品の製造、表示、包装、梱包および配送に関する米国および欧州連合の適用されるすべての安全、環境、および輸出に関する規制を含むが、これらに限定されない。(vii) 本買主が指定した用途に基づいて、選定、設計、製造、および組立が行われる。(viii) 使用目的に適合すること。(ix) 権原に関する担保権その他の負担がないこと。(x) 使用によって又は本製品の一部として、その他のいかなる方法においても、米国又はその他の地域における知的財産権を侵害したり、侵害する行為に寄与したりしないこと。また、売主、その従業員、代理人、供給業者または請負業者に対して、かかる侵害または侵害への寄与を主張するいかなる請求、訴訟または訴訟手続も、現在係属中または脅迫されているものではないこと。(xi) 本買主の知的財産権または機密情報に対して義務や条件を課すオープンソースソフトウェアまたはその他の第三者ソフトウェアを含まない。（以上を合わせて、以下「**商品保証**」という。）商品保証に基づく売主の義務は、商品の引渡し、検査、試験、支払い、および使用により影響は受けず、存続するものとする。この期間は、商品の設置日または保証修理または交換後の商品の引渡日のいずれか遅い日から始まり、60 ヶ月または本買主が商品の販売に際して提供する商品の保証期間のいずれか長い期間に等しいものとする。当該保証期間は、本買主の書面による請求に応じて本買主が提供するものとし、本契約に参照により組み込まれるものとします。不適合が発見された場合、売主は本買主の選択により、(a) 不適合な商品およびその修正または交換に要した本買主の全費用を補償する、または (b) 売主の単独の費用と負担で商品を修理または交換するものとする。本買主が(b)を選択した場合、売主は、売主の単独の費用と負担において、速やかに、上記保証に適合しないすべての商品の欠陥を是正するか、または交換するものとする。売主が本買主の単独の裁量により決定した不適合な商品の欠陥を遅滞なく是正または交換しない場合、本買主は売主に対し合理的な通知を行った後、代替商品で不適合な商品を是正または交換する権利を有し、その際に本買主が負担した費用を売主に請求することができる。商品または製品が本買主の顧客に引渡された後に非適合性が発見された場合、当該商品は、本買主、本買主の顧客またはエンドユーザーの裁量により、廃棄、保管、または売主の処分に委ねられることがある。売主は、本商品保証の違反に起因または関連する本買主、本買主の顧客またはエンドユーザーが被った一切の費用および損害（修理、交換、再加工、撤去および再設置費用、輸送費用、損害賠償金および/または宿泊費、生産遅延、支払い保留、現場サービス費用、リコール費用、管理費用、および法的・規制上の要件の遵守に関する費用（消費者製品安全委員会などの機関の要件を含むがこれらに限定されない）を含むがこれらに限定されない。

ソフトウェア／ファームウェア　商品が機能するために必要なソフトウェアのコンパイル版及び組み込み版を含むハードウェア（以下個別に、又は総称して「**ファームウェア**」という。）を構成する、又は商品が売主の所有又はライセンスされたソフトウェア（以下個別に、又は総称して「**本ソフトウェア**」という。）を構成、含む又は組み込む範囲について、売

 © 2025 Carrier All Rights Reserved.

主はここに本買主が本買主の顧客及び／又はそのエンドユーザー（以下「**エンドユーザー**」という。）に本ソフトウェアを販売、再販及び／又はそのライセンス付与を行う権限を付与する。売主は、本買主及びエンドユーザーに対し、商品として、又は商品若しくはサービスに組み込まれて本買主に販売されたすべての本ソフトウェア及び／又はファームウェアが、エンドユーザーによるインストール後 60 ヶ月間（以下「**本ソフトウェア保証期間**」という。）、それぞれの本ソフトウェアの機能について記載した売主が提供した仕様書その他の文書（以下総称して「**本ソフトウェア仕様書**」という。）に準拠して動作することを保証する（以下「**本ソフトウェア保証期間**」という。）。本ソフトウェア保証期間中に本ソフトウェアに欠陥があった場合、又は本ソフトウェア保証に適合しない場合には、本買主の選択により、売主は速やかに本ソフトウェアを修理若しくは交換するか、又は本ソフトウェアに関して支払われたライセンス料その他の費用の全額を払い戻すものとする。売主が本ソフトウェアの修理若しくは交換を速やかに行わない場合、又は行えない場合は、本買主又はエンドユーザー（場合に応じて）は、本ソフトウェアに関して支払われたライセンス料その他料金の全額の返金を受ける権利を有するものとする。本買主の選択により、売主は本買主に返金するものとし、本買主はエンドユーザーに返金する義務を負う。

サービス　売主は、本買主に対して、該当する場合に提供されるすべての本サービスが以下のとおりであることを保証する。(i) 適切な分野において経験を有する、適切な資格等を有し、訓練を受け、監督を受けた人員により、専門的かつプロフェッショナルな方法で、最新の、健全な、一般に認められた最高の業界基準及び慣行に準拠して行われており、今後も行われること。(ii) 注文書に含まれるすべての適用ある仕様、性能要件その他の要件に適合し、今後もこれに適合し、これを遵守すること（以下「**本サービス保証**」という）。売主は、サービスのいずれかが売主によって欠陥のある形で履行された場合、売主が追加料金なしで当該欠陥のあるサービスを再履行又は修正することに同意する。売主が不適合のサービスの欠陥の修正又は交換を速やかに行わない場合、本買主は売主に対する合理的な通知の後、自ら当該サービスの是正又は交換を行い、本買主がこれにより負担した費用を売主に請求する権利を有するものとする。その他の規定にかかわらず、上記に加え、売主は、本サービス保証に適合しないサービスに起因又は関連して発生した本買主の実費、費用及び損害について負担する責任を負うものとする。売主は、本買主に対し、サービス及び注文書（場合に応じて）に関連する売主又は売主の下請業者又は事業パートナーによるすべての文書及び証明書が最新、完全、真実かつ正確であり、かかる文書及び証明書に署名又は押印する権限及び資格を有する個人により（場合に応じて）署名又は押印されていることを保証する。本買主が法令又は規制に基づき取得すべき許可及び／又はライセンスを除き、売主は、本規約に基づく売主の義務履行に適用される可能性のある既存の国、州、地方若しくは地域のすべての法令、条例及び規制、又はその他の政府機関のそれのすべてを遵守するために、売主が必要とするすべての許可、ライセンス、その他の形式の文書を自己の費用で取得し、維持することに同意する。本買主は、本規約に基づく作業の開始前に、すべての申請、許可、及びライセンスを確認し、承認する権利を留保する。

続発故障　いずれかの国、州、地方自治体または地方公共団体の政府機関が、売主が提供する商品またはサービス（または製品）に関して、本買主に対し製品安全リコールまたは現場修理プログラムを実施するよう要求した場合、または本買主が当該商品、サービスまたは製品に関連する当該措置を自主的に実施した場合、本買主は、かかる措置の開始から 30 日以内に売主に通知し、売主は、かかるリコールまたは現場修理プログラムに起因する一切の費用、経費または損害を売主に補償するものとする。

相殺　本買主は、売主が上記保証に違反した場合、本買主またはその関連会社が売主またはその関連会社に支払うべき金額から、当該違反に関連するすべての費用および経費を相殺または充当する権利を有する。

非適合商品の返品　本買主は、売主の返品承認または類似のポリシーを明示的に拒否する。本買主が商品の返品に同意する場合、売主は、必要な梱包および送料の費用を負担または補償する。本買主の顧客が保有する製品に組み込まれているか、エンドユーザー施設に設置されている非適合商品を返品しない場合でも、本契約に定める救済措置の請求権は妨げられないものとする。

売主が上記の保証のいずれかに基づき本買主又はその関連会社に対して何らかの義務を負う範囲において、本買主は、本買主又はその関連会社が売主に支払うべき金額からその金額を控除、差引き又は相殺する権利を有するものとする。

 © 2025 Carrier All Rights Reserved.

7. 商品の品質及び真正性

商品（及び関連サービス）の注文はすべて、Carrier 品質マニュアル（Carrier Quality Manual：以下「**SQM**」という。）に記載された要件に従うものとし、かかるマニュアルは参照することにより本規約に組み込まれる。SQM は、本買主の以下のウェブサイトに掲載されている。

http://www.corporate.carrier.com/

又は

https://www.corporate.carrier.com/suppliers/

売主は、SQM を受領、確認及び承諾していることを認める。本買主は、自己の裁量において、いつでも SQM を改訂又は修正する権利を留保し、売主は、本買主のウェブサイトに掲載される又はその他売主に提供された改訂又は修正後の SQM が、将来のすべての注文書に関して売主を拘束することに同意する。売主が本買主に販売するすべての商品は、SQM 及び注文の根拠となる仕様書、図面、サンプルその他の文書に記載された本買主の品質基準及び要件に適合するものとする。本買主は、引渡し後に商品を検査する権利を含むその他の権利又は救済措置に加えて、製造若しくは加工中、又は売主の管理下で保管中の商品を検査し、試験する権利を常に有するものとする。売主は、本契約期間中、本買主への事前の通知及び本買主の変更の書面による承諾なしに、品質、製造場所、又は商品に関連する売主のプロセスに変更を加えてはならない。

売主はさらに、本買主に販売される商品には新品かつ真正の材料のみが使用されており、商品に偽造部品が含まれていないことを表明し、保証する。

「**真正**」とは、(a) 本物であること、(b) 商品の表示及びデザインが明記又は暗示する正当な出所からのものであること、並びに (c) 商品にその名称及び商標を適法に表示している製造者によって定められた基準に基づき、当該製造者自身により又は要請に応じて第三者により、製造されたものであること。

「**偽造部品**」とは、原産地、材料、製造元又はブランドが不当に表示された部品、原材料、モジュール又は組立品をいう。この用語には、(a) 製造者の身元を偽装し、若しくは偽って表示／言及した部品、及び／又は (b) 以前に使用された部品を引き抜き若しくは再生し、「新品」として提供したものが含まれるが、これらに限定されない。

「**無許可の販売店**」とは、相手先の製造業者（以下「**本製造業者**」という。）から本製造業者の商品の販売又は流通を認められていないにもかかわらず、本製造業者の商品の販売、仲介及び／又は流通を行うと主張する個人、企業又は会社をいう。本買主が書面により事前承認しない限り、無許可の販売店から部品／原材料を購入することは認められない。

本買主が書面により事前承認しない限り、新品かつ真正な部品以外の材料、部品又は原材料を使用してはならない。不注意による偽造部品の使用の可能性をさらに軽減するため、売主は、本製造業者から直接、又は本製造業者の正規流通チェーンを通じてのみ真正な部品／原材料を購入するものとする。売主は、本買主の要求に応じて、すべての部品／原材料の該当する本製造業者への追跡可能性を証明する文書を本買主に提供しなければならない。

8. 技術商品、ソフトウェア又はサービス

8.1 サポート　売主はさらに、本買主及びエンドユーザーに対し、本ソフトウェア及びファームウェアの合理的なサポートサービスを追加料金なしで提供することに同意する。これには、少なくとも、(a) 本ソフトウェア／ファームウェアが本ソフトウェア仕様書に従って適切に動作するように維持するために必要なプログラミング、サービス、修理など、適用される本ソフトウェア仕様書に従った動作に関するすべての不具合を修正すること、(b) 通常の営業時間内の電話サポート、(c) テクニカルサポート速報（Technical Service Bulletins）へのオンラインアクセス、(d) 売主が通常顧客に提供するすべてのアップデート、修正、バグ修正及びリリースを追加料金なしで提供すること、並びに (e) 以下に定義する重大な問題については、本買主の要求から 30 分以内に対応し、その後曜日又は時間帯にかかわらず 2 時間以内に修正作業を開始することを含むものとする。「**重大な問題**」とは、本ソフトウェア／ファームウェアの実質的な障害、又はエンドユーザーの業務に不可欠な本ソフトウェア／ファームウェアの障害をいう。売主は、その他のすべてのサポート問題について、サービス要求の受領から 4 時間以内に作業を開始するものとする。売主は、対応又は修正の開始のいずれか

 © 2025 Carrier All Rights Reserved.

について上記の対応時間を達成できない場合、本買主に対し、追加 1 時間につき 250 米ドルのクレジットを発行するものとする。

8.2 クラウドベースのソフトウェアの利用可能性 売主がインターネット又はその他のネットワーク接続を通じてクラウドベースの本ソフトウェア及び／又は本ソフトウェアのサービス（以下「**クラウドソフトウェア**」という。）を提供する場合、売主は、各暦月において、以下に記載する例外に該当する場合を除き、24 時間ベースで測定して、99.5%の確率でクラウドソフトウェアを利用可能な状態にするものとする（以下「**利用可能率**」という。）。「**利用可能**」とは、クラウドソフトウェアがインターネット上で本買主又はエンドユーザー（場合に応じて）（以下「**エンドユーザー**」という。）によるアクセス及び使用に利用可能であり、本ソフトウェア仕様書に実質的に従って動作していることをいう。クラウドソフトウェアが 98%から 99.5%の間の確率で利用可能である場合、本買主又はエンドユーザー（場合に応じて）は、障害が発生した月に支払われるべきクラウドソフトウェアの月額料金の 10%相当額のクレジットを受けることができるものとする。クラウドソフトウェアが少なくとも 98%の確率で利用できない場合、本買主又はエンドユーザー（場合に応じて）は、障害が発生した月に支払われるべきクラウドソフトウェアの月額料金の 40%相当額のクレジットを受けることができるものとする。クラウドソフトウェアが少なくとも 70%の確率で利用できない場合、本買主又はエンドユーザー（場合に応じて）は、障害が発生した月に支払われるべきクラウドソフトウェアの月額料金の 70%相当額のクレジットを受けることができるものとする。利用可能率の計算において、以下はサービスレベル要件の「**例外**」であり、クラウドソフトウェアは、アクセス不能が以下のいずれかに起因する場合は、利用不能とはみなされないものとする。(i) 本買主又はエンドユーザー（場合に応じて）による作為又は不作為。(ii) 本買主又はエンドユーザーのインターネット接続性。(iii) 売主の合理的な支配が及ばないインターネットトラフィック上の問題。(iv) 本買主又はエンドユーザーが、ハードウェア及び／又はソフトウェアの最小要件を満たさない場合（もしあれば）。(v) 本買主又はエンドユーザーのハードウェア、ソフトウェアその他の機器。(vi) 売主が提供するものではなく、本買主又はエンドユーザーがクラウドソフトウェアにアクセスするために使用するハードウェア、ソフトウェア、サービス又はその他の機器。(vii) 売主が少なくとも 5 営業日前までに書面で通知する定期的な保守。

8.3 セキュリティ・バイ・デザイン 売主は、すべての本ソフトウェア及びファームウェアが重大な脆弱性がないように設計されていることを確実にするために（専有ソフトウェア・コード又は第三者のソフトウェア・コードのいずれかを問わず、適用される運用サポートシステム（operational support system：以下「**OSS**」という。）を含む。）、業界標準による商業的に合理的な努力をしたこと、また、商品に使用若しくは組み込まれている場合を含むすべての本ソフトウェア及びファームウェア、又は商品のインストール、保守、設定若しくはサポートに使用される本ソフトウェア／ファームウェアについて合理的に商業的なセキュリティ・バイ・デザインプログラム（以下「**セキュリティ・プロトコル**」という。）が確立され、維持されてきたことを表明し、保証する。セキュリティ・プロトコルには、(a) 侵入テスト（倫理的ハッキング）、(b) OSS スキャン、(c) 静的コード解析、(d) その他業界標準「セキュリティ・バイ・デザイン」原則への遵守を確保するために必要なすべてのテスト及び検証を通じて、脅威をモデル化し、セキュリティ及び設計上のバグ、欠陥及び瑕疵を検出するために設計されたテスト体制が含まれる（総称して「**セキュリティ・バイ・デザインプログラム**」という。）。売主はさらに、本買主が策定した同様のセキュリティ・バイ・デザインプログラムを合理的に支援し、これに参加すること（本買主が合理的に要求するこれらの要件への売主の遵守に関する文書を本買主に提供することを含む。）を表明し、保証する。

8.4 脆弱性の通知及び修正 商業利用における商品の使用可能期間中（すなわち、いずれかの本商品の正式な耐用年数が終了するまで）、売主は、以下の方法により、すべての本ソフトウェア及びファームウェアの重大な脅威及び脆弱性を監視し、これに対処するものとする。(a) 必要なパッチ又はアップデートを行うこと。(b) 当該脅威及び脆弱性について、通知が不可能な場合を除き、一般公開前に本買主に迅速に通知すること。(c) 売主がパッチ又はアップデート発行プロセスを実施している間に、軽減されていない重大な脅威及び脆弱性に対処するための修正、回避、補償セキュリティ制御及び文書（以下「**是正措置**」という。）を策定し、合理的に実行可能な限り速やかに本買主に是正措置の通知を行うこと。売主は、本契約を履行するために、あらゆる階層の請負業者、下請業者及びサプライヤーにこれらの要件を伝達するものとする。売主が本第 8 条を完全かつ適時に遵守しなかった場合、本買主は、本買主が利用可能な他のすべての救済措置に加えて、以下の救済措置を受ける権利を有するものとする。(a) 本買主は、その単独かつ絶対的裁量において、売主の費用及び負担において、商品の受入れを取り消し、拒否、放棄、返品又は保有することができ（以下「**拒否された商品**」という。）、(b) 本買主は、i) あらゆる注文書、ii) その他の契約、iii) 本買主が売主から商品の一部若しくは全部を購入するために負う可能性のあるその他の義務、又は iv) (i)、(ii) 及び (iii) のいずれの組み合わせを、全部又は一部において、取り消すことができ（以下総称して「**キャンセルされた商品**」という。）、(c) 売主の単独費用（迅速化、品質検証、本買主の事業への悪影響に関する損失にかかる費用を含む。）で、本買主は拒否された商品及び／又はキャンセルされた商品の交換品を調達することができる。

 © 2025 Carrier All Rights Reserved.

8.5 売主が保管する買主情報のセキュリティ　売主は、売主が Carrier 情報を保管する場合、**別紙 A–Carrier 情報のセキュリティ**の条件を遵守することに同意する。

8.6 人工知能　人工知能を組み込んだり利用したりする商品又はサービスを提供する売主は、別紙 D – 人工知能にも従わなければならない。

9. 施設、システム又は Carrier 情報へのアクセス

売主は、売主の人員に (i) Carrier 又は本買主の施設、及び／又は (ii) Carrier 又は本買主のシステムへのアクセスが許可される場合、**別紙 B–施設又はシステムへのアクセス**の条件を遵守することに同意する。

10. 補償、請求の防御

売主は、売主の保証違反、契約違反、詐欺、過失、故意の不正行為その他の売主の本規約の履行又はパーフルオロアルキル化合物及び／又はポリフルオロアルキル化合物（以下総称して「有機フッ素化合物」という。）（有機フッ素化合物に分解し得る物質又は混合物を含む）の商品への使用に起因又は関連する、あらゆる種類及び性質の一切の請求、申立、訴訟、要求、手続き、判決、裁定、損失、責任、損害、違約金、罰金、賦課、費用又は経費（合理的な弁護士報酬を含む。）（以下総称して「**損害等**」という。）について、本買主、本買主の顧客、関連会社、保険会社、並びにそれぞれの従業員、役員、取締役、代表者及び代理人（以下併せて「**本買主側被補償者**」という。）を防御し、補償し、これらに損害を与えないものとする。

売主はさらに、第三者から申し立てられたあらゆる知的財産権又はライセンスの侵害又は違反から生じるあらゆる損害等（注文書に関連して提供される商品又は履行されるサービスの製造、使用、販売、販売のオファー、輸入その他の利用に関連するオープンソースソフトウェア及び／又は標準必須特許の使用から生じる申立を含む。）について、本買主側被補償者並びにサブライセンシー、下請業者及びその後の各買主又はエンドユーザーを補償し、防御し、これらに損害を与えないものとする。商品又はサービスが、全部又は一部において、第三者の知的財産権の侵害若しくは不正利用を構成する、若しくは構成する可能性がある場合、又は本買主若しくは本買主の関連会社の使用が差し止められる、若しくは差し止められる可能性がある場合、売主は、補償義務に加え、速やかに以下のいずれかのことを行うものとする。(I) 侵害商品を引き続き使用する権利を確保すること。(II) サービスの再履行又は商品と同等の非侵害商品との交換を行うこと。(III) 重要な機能を損なうことなく、本買主が許容する時間内に、非侵害品となるよう、商品を変更すること。(IV) 本買主の選択により商品の返品を承諾し、購入金額を返金すること。売主は、代替の非侵害商品の製造、使用、提供、販売に必要なすべての内部、外部、及び本買主の顧客の承認、資格認定及び資格証明などを取得する際に発生した本買主の費用を本買主に払い戻すものとする。本条 (I) 項から (IV) 項に従って侵害の軽減に成功した場合を除き、売主は、本買主が提供、使用、販売、販売の申し出、輸入、輸出、又はその他の利用を禁止されている商品の購入価格を本買主に返金するものとする。また、本買主は、当該返金額を売主に対して負う金額から控除又は相殺する権利を有するものとする。

本買主の指示がある場合、売主は、上記の本条に従って売主が補償を提供する義務を負うすべての請求、訴訟、衡平法上の訴訟又は法的手続きの防御及び／又は和解、並びに当該請求を強制するために提起されたあらゆる種類の訴訟又は法的手続きの防御を自ら行い、当該訴訟、又は法的手続きにおいて下されたすべての判決による確定債務、すべての弁護士報酬その他の費用を支払うものとする。売主は、当該請求等が注文その他に基づく本買主の利益に何らかの影響を与える場合、本買主の事前の書面による同意なしに和解を行わないことに同意する。本規約に定める売主の補償に関する誓約は、注文の終了又は満了にかかわらず、引き続き完全な効力を有するものとする。

11. 検収

本条は、商品およびサービスの購入いずれの場合にも適用される。本買主は、売主の施設において製造中を含め、いつでもすべての商品を検査することができる。かかる検査には、本買主の選択により、売主が注文のすべての要件を遵守していることの確認を含めることができる。売主は、本買主に対する追加費用なしで、本買主及び／又はその指名する者が売主の施設に合理的な時間にアクセスすることを許可し、かかる検査及び／又は確認に合理的に必要なすべてのアクセス及び支援を提供する。すべての商品は、本買主への引渡し後 90 日以内であればいつでも最終検収及び受入れの対象となる。すべてのサービスは、本買主への提供後 30 日以内に、本買主による受入れの対象となる。本買主は、その他の権利又は救済措置に加えて、欠陥のある商品及び／又はサービスを拒否し、（引渡条件にかかわ

らず）売主の責任及び費用で、売主にこれを返却するか、又は売主の指示に従ってこれを処分する権利を有するものとする。支払い又は所有権の移転は、承諾を構成しないものとする。本買主は、本買主が指示するとおり、払戻し、貸方記入、交換若しくは修正のために、売主に不適合の商品若しくはサービスを（場合に応じて）返品若しくは拒否することができ、又は本買主は、売主の費用においてかかる商品若しくはサービスを修正若しくは交換することができる。売主が本買主の指示に従って不適合の商品又はサービスを適時に修正又は交換しない場合、本買主は、かかる商品又はサービスのすべてに関する注文を取り消し、さらに、その時点における注文の残りの金額を取り消すことができる。本買主が拒否した物品は、売主の責任及び費用で、本買主が一時的に保管する。売主は、拒否された商品に関して本買主が負担した梱包、取扱い及び輸送の費用を本買主に払い戻す。本買主は、商品の形態、適合性、機能に重大な影響を与える、又は本買主に対する商品の価値を著しく損なう、以前に発見されていなかった欠陥を商品に発見した場合、商品に大幅な変更が加えられているかどうかにかかわらず、いつでも商品の受入れを取り消すことができる。

12. 買主による変更

本買主は、商品又はサービスの引渡日前にいつでも、図面、仕様書、説明書、梱包、引渡時間及び場所、検査／試験、サービスの範囲、性質及び期間、並びに／若しくは輸送方法について変更を指示し、又は売主に変更させる権利を有するものとする。売主は、かかる変更を速やかに実施することが求められる。売主は、本買主からの変更通知の受領後 10 日以内に、要求された変更について金額の増減のいずれかによるかを問わず、調整案（もしあれば）を、費用の内訳及び調整の根拠を含めて本買主に通知し、両当事者は、公平な金額調整について交渉するものとする。金額調整においては、要求された変更の直接的結果として必然的に発生する合理的な直接費用のみを考慮することができる。変更又は修正のための柔軟性を組み込んだ注文書の条件は、本条の意味における変更とはみなされず、供給契約に特に記載されていない限り、金額調整の対象とはならないものとする。売主が本買主の変更通知の受領後 10 日以内に金額調整案を提供しない場合、売主の調整請求権は放棄されたものとみなされる。

13. 解除／終了

本規約に基づくその他の権利に加え、売主が本契約若しくは注文書のいずれかの規定に違反した場合、又は売主が破産若しくは債務者の救済に関する法令に基づく手続きの対象となった場合、本買主は、さらなる費用又は責任なしに注文書又はその一部を取り消す権利を留保する。本買主はさらに、本買主の単独の都合により、注文書又はその一部を終了する権利を留保する。かかる終了権が行使された場合、売主がその権利を立証することを条件に、注文書の終了日までに売主が実際に負担したすべての合理的な取消不能な直接費用が払い戻される。本買主は、売主若しくはその取締役、役員、従業員が、何らかの理由で、作業が行われる法域若しくは政府、政府関係者に対して好ましくない人物となった場合、又は売主が本買主の監査若しくは調査に協力しない若しくはこれへの協力を拒否した場合、又は該当する場合、米国連邦政府契約に適用される法令若しくは規制を遵守しない場合、直ちに終了することができる。この場合、本買主は、(i) 売主に対する更なる支払義務を免除され、(ii) かかる違反に起因する損害を回復する権利を有するものとする。

上記にかかわらず、売手が添付書類 C の第 7 条または第 8 条に違反した場合は、買手は本契約または注文を直ちに解除できる権利を有する。売手または下位サプライヤーが制限当事者(添付書類 C で定義)である場合、または制限地域(添付書類 C で定義)からの商品、ソフトウェア、またはサービスを提供している場合に解除が行われた場合、関連政府機関がかかる金額を承認しない限り、売手への支払いは発生しない。

14. 譲渡／再委託

売主は、本買主の書面による許可なしに、注文に対する権利又は利益を譲渡してはならない。かかる許可のない譲渡又は委任の試みは、すべての目的に対して完全に無効であり、全く効果がないものとする。売主は、本買主の書面による明示的な同意なしに、作業を履行させるために第三者を雇用しないものとする。売主は、譲渡又は再委託の承認にかかわらず、引き続き履行責任を負うものとする。適用される破産法又は倒産法の規定に従って注文が譲渡された者又は事業体は、追加の行為又は証書なしに、譲渡日以降に注文に基づき発生するすべての義務を引き受けたとみなされるものとする。かかる譲受人は、要求に応じて、当該引受けを確認する法令文書を作成し、本買主に交付するものとする。本買主は、注文をいかなる者に対しても譲渡することができ、売主はここに、本買主に償還請求することなくかかる譲渡に同意する。

 © 2025 Carrier All Rights Reserved.

15. 支配権の変更、買収、分割

15.1　支配権の変更　支配権の変更の効力発生予定日の少なくとも 90 日前までに、売主は本買主に書面でその旨を通知し、新たな支配者となる可能性のある者の身元、並びに適用法及び機密保持の制限に基づき、本買主が要求する当該当事者及び取引に関する情報を提供するものとする。適用法により許容される範囲で、本買主はその後、かかる支配権の変更の効力発生日から 90 日を超えない期間、本契約を終了する権利を有するものとする。売主の支配権の変更は、以下のいずれかの場合に発生したものとみなされる。(a) 売主の直接的又は間接的な 50%以上の実質的所有権の変更。ただし、本買主の直接又は間接の競合他社が関与する、売主の直接又は間接の受益権におけるいかなる金額の変更も、支配権の変更とみなされるものとする。(b) 売主の財務及び／若しくは業務方針並びに／又は行為に関する意思決定に関して、直接的又は間接的であるかを問わず、売主の現在の（注文の効力発生日時点での）コーポレート・ガバナンス体制の変更。

15.2　買収　本買主が事業体の所有権又は支配権を取得した場合（以下「**被買収事業体**」という。）、被買収事業体は、(i) 売主と被買収事業体との間における既存の契約に従って商品及び／若しくはサービスの購入を継続するか、　(ii) 既存の契約を解除して、本契約に定めるのと同じ価格、条件で商品及び／若しくはサービスを購入する選択肢を有するものとする。

15.3　分割　本買主は、本買主の関連会社、事業ユニット、部門（以下「**分割ユニット**」という。）における持分所有権又は資産のすべて若しくは実質的にすべてを売却、譲渡又はその他の方法で（会社分割、事業再編又はその他を通じて）分割する場合、分割前又は分割後最長 6 ヶ月間いつでも、売主に対して、引き続き現在の注文を履行し、分割ユニットからの新規注文を本契約に定めるものと同じ価格及び条件で受けるよう書面による通知で要求する権利を有するものする。

16. 買主の財産

本買主が売主に提供した、又は注文のために売主が作成した、若しくは本買主が支払ったすべての工具、機器金型、型、模型、図面、仕様書その他の資料、及びそのすべての交換品、固定又は添付された材料は、本買主の財産であり、今後もそうであるものとする。すべての本買主の財産、及び該当する場合はその各個々の品目は、売主が「Carrier Corporation の財産」として（又は本買主により別途指示されたとおり）明確に表示され、その他適切に識別され、売主の費用で（実行可能な場合は売主の財産とは別に）安全に保管され、第三者のすべての担保権、請求、負担及び利益もない状態で維持される。売主は、本買主の財産を代用せず、本買主の財産又は本買主の財産を利用して開発、製造若しくは創作された財産若しくは商品を第三者に引き渡さず、又は利用可能にせず、本買主の注文に応じる場合を除き、本買主の財産、又は本買主の財産を利用して製造、開発若しくは創作された財産若しくは商品を使用しない。売主は、売主が所有するすべての本買主の財産が良好な動作状態を保つようにし、関連するすべての保守について責任を負う。注文の完了時、又はいつでも本買主の書面による要求があった場合、売主はすべての本買主の財産の出荷準備し、かかる財産を売主が最初に受け取ったときと同一の状態（合理的な損耗を除く。）で本買主に引き渡す。本買主は、事前に通知した上で合理的な時間にいつでも、売主の敷地に立ち入り、一切の本買主の財産及び本買主の財産を利用して製造、開発又は創作された財産又は商品を検査する権利を有する。売主は、本買主の財産について、受託者としての地位を理由として法令により売主に課される責任を負うものとする。

17. 行動規範

売主は、本買主のウェブサイト（現時点では下記 URL）にあるサプライヤー行動規範に記載された原則をあらゆる面で遵守し、その下請業者が遵守するよう商業的に合理的な手段を講じるものとする。
https://www.corporate.carrier.com/Images/Carrier_Supplier_Code_of_Conduct_FINAL_tcm558-76603.PDF

本規定の違反は、本契約及び／又は注文書の違反を構成するものとする。児童労働又は強制労働の使用に関するものとして、売主は、その下請業者が売主行動規範の条件を遵守することを確実にするものとし、売主又はその下請業者による本規定の違反は、注文書及び本契約の違反を構成するものとする。

 © 2025 Carrier All Rights Reserved.

18. 秘密情報及び／又は専有情報

「秘密情報」及び／又は「秘密情報」（以下総称して「**秘密情報**」という。）は、注文において、(i) 書面、有形、口頭、映像、その他の形態で開示されたかどうかを問わず、本買主が売主に開示した情報、知識又はデータ、及び (ii) 施設訪問により得られた情報、知識又はデータをいう。本買主がソフトウェアを含むサンプル商品、図面、仕様書、機器、その他の物又は資料を売主に提供した場合、受領した物品及びそれに含まれる情報は、注文に基づいて売主に開示された秘密情報として取り扱われるものとする。さらに、試験結果を含む、当該物品から取得又は派生するすべての情報は、注文に従って開示された秘密情報であるものとして取り扱うものとする。書面又は電子的形態によるかを問わず、文書又は有形の形態で開示されたすべての秘密情報は、「専有」又は「秘密」と表示することができ、秘密情報がそのように特定されない場合、それ自体の性質又は開示された状況により、専有であると合理的に考えられる場合には、秘密情報とみなされる。売主は、本買主の秘密情報を、本買主との現在の取引関係を支援する目的にのみ使用し、他の目的には使用しないものとする。売主と本買主が別途秘密保持契約（non-disclosure agreement：以下「NDA」という。）を締結している場合、NDA はその満了又は終了まで、秘密情報の取扱いに適用されるものとする。NDA の満了又は終了後、売主は、本買主の書面による明示的な同意なしに、本買主の秘密情報を第三者に開示しないことに同意する。売主は、知る必要のあり、売主との間で本規約の条件と一致する方法で当該情報を扱うことを義務付ける契約を締結している売主の契約社員、コンサルタント及び代理人に本買主の秘密情報を開示することができる。売主は、(a) 本買主の秘密情報を組み込んだ、又は含む部品又は原材料（本買主に販売される部品又は原材料と同じ製品番号その他の識別が付された商品を含むが、これに限定されない。）を第三者に販売してはならず、また、(b) 本買主の秘密情報を使用して生産された商品又はサービスを第三者に販売してはならない。

上記の規定にかかわらず、注文は、以下のいずれかの情報を使用し又は開示する売主の権利を制限又は影響しないものとする。(1) 売主の過失によらず公知である、又は今後公知になる可能性があるもの。(2) 売主が、その文書に反映されているように、本買主による開示前に知っていたと示すことができるもの。(3) 本買主による開示後に第三者によって、本規約において課されたものと同様の制限なしに売主に開示されたもの。(4) 売主が、その文書に反映されているように、売主が秘密情報を使用せずに独立して開発したと示すことができるもの。

19. 知的財産

商品の開発、試験、製造及び保守に関連し、これらにおいて又はこれらのために使用されるすべての発明、特許権、特許を受ける権利、著作権、意匠権、企業秘密、ノウハウ、その他の産業財産又は知的財産並びに関連情報及び実施形態は、本規約において「**本知的財産**」として特定される。かかる関連情報及び実施形態には、試験結果、工具、治具、サンプル、本ソフトウェア、ファームウェア、ソースコード、設計、プロセス、図面、印刷物、仕様書、報告書、データ、技術情報及び指示書が含まれるが、これらに限定されない。

本契約の締結前に売主が所有していたすべての本知的財産（以下「**売主背景財産**」という。）は、引き続き売主が所有する。売主はここに、本買主のために、商品、サービスなどの使用、販売、販売の申し出、輸入、輸出、コピー、翻案、埋め込み、修正、派生物の作成、商品、サービスなどの作成を行い、また作成を行わせるための売主背景財産に対する世界的、非独占的、永久的、全額支払済み、取消不能、サブライセンス可能なライセンスを本買主に付与し、付与することを約束する。

売主は、本買主による売主背景財産の使用を制限し、又は本買主に義務を課す第三者のライセンス条件又は制限を本買主に通知し、第三者との契約の写しを本買主に提供し、本買主が注文に基づく権利を実行するために必要な追加のライセンスを取得する。

「**本買主プロジェクト財産**」とは、注文書に関連して考案、創作、取得又は初めて実用化されたすべての本知的財産及び有形作業成果物をいう。本買主は、すべての本買主プロジェクト財産を所有するものとする。売主は、本買主のために商品を製造する目的で本買主が付与する場合を除き、本買主プロジェクト財産のいかなる権利も有しないものとする。売主は、本買主の意見において、本規約に基づく本買主の権利を確保するために必要な譲渡証書その他の文書に署名し、その他の行動を取るものとする。売主は、本買主プロジェクト財産の著作権又は特許の登録を支援するための行動を取っておらず、本買主の要求があった場合にのみそれを行うことを表明する。

売主は、本第 19 条に基づき設定された義務について、売主が注文の履行に使用する可能性のある従業員及びその他の者又は当事者を契約上拘束する。

 © 2025 Carrier All Rights Reserved.

売主は、商品及び／又はサービスが、売主又は売主の従業員がその雇用の範囲において、商品及び／若しくはサービス及び関連する本知的財産に対するすべての権利、権原及び利益（本規約に列挙され本買主に譲渡される権利を含む。）を売主に譲渡する書面による義務を伴って、又は下請業者が、商品、サービス及び関連する本知的財産に関するすべての権利、権原及び利益を売主に譲渡する書面の義務を伴って、独自に創出すること、また、商品及び／又はサービスが第三者の部品、原材料又はソフトウェアを含む範囲において、売主が商品における部品、原材料又はソフトウェアの妨げられない使用に必要な権利を取得していることを保証する。

売主は、本条に定義される従業員その他の者又は当事者による義務の違反があった場合、売主が契約条項を執行し、本買主の書面による要求に応じて、本買主が売主の名義で契約条項を執行することを許可することを保証する。

売主は、商品及び関連サービスに、本買主の書面による事前承認なしに、制限付きオープンソース・ライセンスの対象となる本ソフトウェア又はファームウェアを含まないこと、また、使用が本買主によって承認される範囲において、売主は、商品及び関連サービスに一切の負担がないことを確実にするために適切な措置を講じることを保証する。「**制限付きオープンソース・ライセンス**」とは、ライセンスの対象となるソフトウェアの使用、変更、配布の条件として、ソフトウェア又はソフトウェアと結合若しくはこれと一緒に配布されるその他のソフトウェアが、(a) ソースコード形式で開示若しくは配布されること、　(b) 派生物の作成を目的としてライセンスが付与されること、又は (c) 無償で再配布可能であることを求めるライセンスをいう。

売主は、商品及び／又はサービスに適用される範囲で、これらにウイルス及びその他のネットワーク破損の原因がないことを保証する。

売主は、売主背景財産に関連する第三者とのすべての契約（ライセンス契約を含む。）を遵守していることを保証する。人工知能のコンポーネントを組み込んだり利用したりする商品又はサービスについては、売主は、別紙 D「人工知能」に定める AI 知的財産権に関する要件を別途遵守するものとする。

売主は、本買主の秘密情報、本買主の本知的財産又は本買主プロジェクト財産を使用して製造された部品、原材料、製品、システム又はプロセスを第三者に販売しないものとする。売主は、売主が本買主のために製造する、若しくは製造させる、及び／又は本買主に販売する部品、原材料、製品、システム又はプロセスの「交換品」又は「代替品」であることを示す方法で、部品、原材料、製品、システム又はプロセスにラベルを貼付せず、これを広告、販売、宣伝しないものとする。これには、本買主又は売主が当該部品、原材料、製品、システム又はプロセスに割り当てた製品／部品番号を売主が表示又は使用することが含まれるが、これらに限定されない。本規約において明示的に承認されている場合を除き、注文のいかなる内容も、本買主が、注文に基づく作業の履行以外において本買主プロジェクト財産を使用するためのライセンス又は権利を売主に付与するものとは解釈されない。

20. 法令の遵守

売主は、本契約の履行に適用される、政府当局が作成又は施行するすべての国、連邦、省、州及び地方の法令、規則、条例、命令（裁判所による命令を含む。）及び規制を遵守する。ただし、(i) 商品の製造又は提供、サービスの供給、(ii) 商品の出荷、並びに (iii) 本買主が意図する用途の商品及び／又はサービスの構成又はコンテンツを含め、米国の反ボイコット法に反する場合を除く（以下総称して「**本適用法**」という。）。売主は、すべての本適用法を遵守するための本買主の取組みに協力し、これを支援することに同意する。本適用法及び関連する遵守義務の部分的かつ非網羅的なリストは、**別紙 C–適用法／遵守義務**として組み込まれる。人工知能を組み込んだり利用したりする商品又はサービスについては、適用法には、別紙 D「人工知能」にさらに詳細に規定される AI 技術に関するすべての規制及び枠組みも含まれるものとする。本適用法及び別紙 C 又は D で売主に割り当てられた遵守義務の違反は、注文書及び本契約の違反とみなされる。

21. サービスの履行

売主は、自己が履行するすべてのサービスは、独立した請負業者としての地位における業務を構成することに同意する。売主は、その従業員、請負業者及び代理人を管理しており、いずれの者も本買主の管理下で行動していないことを確認する。売主は、その従業員、請負業者又は代理人が本買主の支配下で行動し、何らかの形で本買主の従業員としての権利を有するという主張について、本買主側被補償者を補償し、これらに損害を与えないことに同意する。

 © 2025 Carrier All Rights Reserved.

22. 救済措置

本買主の救済措置は累積的なものであり、本規約に定める救済措置は法又は衡平法により認められる救済措置を排斥するものではない。本契約のこれと異なる定めにかかわらず、売主は、売主の違反により、又は欠陥のある若しくは不適合の商品若しくはサービスの提供により生じた損害について、本買主に払い戻す。かかる損害には、本買主、本買主の顧客又はエンドユーザーが、以下のいずれかにより直接的又は間接的に被った費用、経費及び損失を含むが、これらに限定されない。 (a) 欠陥のある／不適合である商品及び／又はサービスの検査、評価、選別、修理又は交換。(b) 生産又は供給の中断の結果生じた場合。(c) リコールキャンペーン又はその他の是正サービス活動の実施。(d) 欠陥のある／不適合である商品又はサービスに起因する人身傷害（死亡を含む。）又は物的損害の結果生じた場合。上記の救済措置に代えてではなくこれに加えて、売主は、売主の特定の作為又は不作為の結果として本買主に課される追加の管理負担を相殺するのに役立つ、以下の管理手数料を本買主に支払うことに同意する。引渡しの遅延ごとに 250 ドル、品質欠陥（製品ごと）ごとに 250 ドル、受領に関する問題（例：パッケージ破損、数量不足、書類不備など）ごとに 250 ドル。

23. 所有権

すべての商品の所有権は、代金の全額支払い又は Carrier 所在地への商品の引渡しのいずれか早い時点で本買主に帰属する。ただし、本買主が商品を輸入する必要がある場合は、輸入前に本買主に所有権が帰属する。本契約に別段の記載がない限り、売主は、Carrier 所在地への引渡しまで、商品の滅失又は損害のすべての危険を負担する。

24. 保険

24.1　本契約期間中、売主は、本サービスの全部又は一部が履行される州又は法域の法令に基づき事業を行うことを認可された会社が発行する以下の種類及び最低額の保険を維持するものとし、AM Best 財務力格付け A-以上又は本買主が受け入れ可能な他の格付機関が作成した同等の格付けを有していなければならない。

24.2　法令で要求される金額の労働者災害補償保険、及び 1 事故につき最低 100 万米ドル（$1,000,000）の使用者責任保険。当該作業に臨時従業員若しくはリース従業員、又は Carrier の指示の下で働くその他の従業員が関係する場合、この補償には代替雇用主の保証が含まれるものとする。

24.3　施設賠償責任及び契約賠償責任を含む企業総合賠償責任保険及びアンブレラ賠償責任保険。この保険では、物的損害及び人的損害（事故死を含む。）の賠償責任限度額は、最低でも 1 事故につき 500 万米ドル（$5,000,000）の填補限度額とする。

24.4　売主の車両が本買主の敷地内で使用される場合、及び／又は注文に基づき作業を履行するために使用される場合、又はその他本買主に代わって使用される場合、自動車損害賠償責任保険及びアンブレラ賠償責任保険。この保険では、物的損害及び人的損害（事故死を含む。）の賠償責任限度額は、最低でも 1 事故につき 200 万米ドル（$2,000,000）の填補限度額とする。

24.5　売主又はその下請業者が本買主の材料又は機器をその管理、保管又は支配下に置く場合、売主は、当該材料又は機器の交換価値を満たす、又はこれを超えるのに十分な金額のオールリスク財産保険に加入し、これを維持するものとする。

24.6　売主が本買主に代わって専門的なサービスを行う場合、売主は、請求 1 件につき 500 万米ドル（$5,000,000）を下回らない限度額の専門職業賠償責任保険を維持するものとする。

24.7　売主が本買主又は本買主の顧客のコンピュータ・システム及びデータベースにアクセスし、本買主の情報を処理、保存、又は保持する場合、本買主に代わってコンピュータ、コーディング又は情報技術サービス及び／又は技術商品を提供している場合、1 請求につき 1,000 万米ドル（$10,000,000）を下回らない限度額の技術エラーズ・アンド・オミッション賠償責任保険。この保険には少なくとも、当該サービス及び商品を提供する際、又は提供しなかった際の誤謬、不作為又は過失行為に起因する責任、プライバシーの侵害、システムの侵害、サービスの拒否又は喪失、悪意のあるソフトウェア・コードの導入、埋め込み、拡散、並びにコンピュータ・システムへの不正アクセス又は不正使用に対する補償が含まれるものとする。

 © 2025 Carrier All Rights Reserved.

24.8　売主による作業の履行に起因して損失が発生した場合、自家保険の付保又は自家保険を含むすべての保険が、第一次保険かつ非按分保険となる。専門職業賠償責任保険／エラー＆オミッション賠償責任及び労働者災害補償を除くすべての保険契約は、本買主を追加被保険者として指名する裏書を含むものとし、又はオールリスク財産保険の場合には、本買主を保険金受取人に含むものとする。法令により認められる範囲において、売主及びその保険会社は、本買主及びその親会社に対する代位権がここに放棄されることに同意する。売主は、請求に応じて、本買主に保険証書及びかかる補償を反映した裏書を提供するものとする。本買主がかかる保険要件の条項の遵守を監視すること、又は不遵守若しくは不満足な遵守について異議を唱えることを怠った場合も、これらの保険要件の条項に基づく売主の義務を何ら変更又は放棄するものではない。保険契約は、少なくとも 30 日前に通知する場合を除き、解約、非更新又は重大な変更を禁止する規定を含むものとし、売主は保険会社からの通知から少なくとも 10 日以内に本買主に書面で通知するものとする。

25. 監査権

本買主又はその正当に権限を与えられた代表者は、合理的な通知により、売主の施設において、売主による本規約の規定の遵守を監査する権利を有する。売主は、かかる監査中、要求に応じて適時に回答し、本買主及びその正当に権限を与えられた代表者に対し、本買主が設定したスケジュール内で監査を完了するための合理的な支援を提供するものとする。本買主が本契約の条件の重大な不遵守を発見した場合、又は売主の遅延により監査費用が増加した場合、売主は、本買主に監査費用を払い戻すものとする。

26. 準拠法／紛争解決

本契約は、日本の法令に従って解釈され、施行されるものとする。売主及び本買主との間で、本契約、注文、履行されたサービス又は売主から購入された商品から生じ、これに関係又は関連して紛争が生じた場合、各当事者は、当事者の正当に権限を与えられた代表者を通じた交渉により紛争を解決するために誠意をもって速やかに試みるものとする。両当事者は、本契約、又は売主から提供されたサービス若しくは購入された商品に起因、関係又は関連するすべての請求又は紛争であって（当該請求が契約違反又は不法行為又はその他の法的理論に基づいているか否かを問わない。）、合理的な期間を経過しても交渉又は調停によって解決されないものは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

27. 分離可能性／権利放棄の否定

本規約のいずれかの規定が管轄裁判所により法令に反すると判示された場合でも、残りの規定は、完全に有効に存続するものとする。一方当事者が本規約の規定を速やかに実施しないとしても、当該規定又は当該当事者がその後当該規定を実施する権利を放棄したものとは解釈されないものとする。商品若しくはサービスの受入れ又はその支払いは、違反に対する権利放棄とならないものとする。

28. 国際販売に関する国際連合条約の排除

国際物品売買契約に関する国連条約（United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods）は、本規約又は適用される本契約の対象となるいかなる取引にも適用されないものとする。

29. 持続可能性

本買主及び売主はここに、優れた環境及び社会的パフォーマンスを達成するために努力する取り組みを支援することの価値を認識する。売主は、https://www.corporate.carrier.com/corporate-responsibility/our-sustainability-goals/に記載されている Carrier の 2030 年 ESG 目標（随時修正される。）（以下「**持続可能性に関する目標**」という。）を読んだことを認め、本買主の持続可能性に関する目標の達成を支援するために合理的かつ適時の行動を取ることに同意する。これには、本買主に販売される商品に含まれる特定の材料の出所及び使用に関する情報を売主のサプライチェーン全体で収集すること、評価に参加すること、及び本買主の情報要求に応じることが含まれるが、これらに限定されない。売主はさらに、随時存在する持続可能性に関する本買主の公表されたすべての方針、及び本買主、本買主の顧客、商品又はサービスに適用される持続可能性に関する現行及びその後制定されたすべての法令を遵守することに

同意する。Carrier の最新の ESG レポートは、オンライン（https://www.corporate.carrier.com/corporate-responsibility/esg-report/）に掲載されている。

30. 進行義務

両当事者間の請求、意見の相違、紛争又は紛争解決手続き（訴訟を含むが、これに限定されない。）（以下総称して「紛争等」という。）の存在にかかわらず、売主は、発注書／本リリースの承諾、すべての本製品の適時の引渡し及び／又はすべてのサービスの適時の完了を含むがこれらに限定されない、本契約の履行を誠実に進めるものとする。紛争等は、本契約の条件に従ってのみ解決される。売主は、本製品を別の供給源から取得するための適格性要件及びリードタイム要件により、本製品の出荷又はその他の履行の不履行又は拒否に関与するこの進行義務の不遵守は、容易に把握できない、適切な救済措置を得ることが不便又は実行不可能な即時の損害を本買主に与えることを認める。したがって、売主が進行義務を遵守しない場合、売主は、(i) 売主が進行義務を遵守しない各暦日につき 5 万米ドル（$50,000）の予定損害賠償（以下「製造中断による損害賠償」という。）を本買主に支払うことに同意し、(ii) 本買主が売主又は売主の関連会社のいずれかに対して負う金額から製造中断による損害賠償の全部又は一部を相殺する権利を有することに同意する。売主は、製造中断による損害賠償が違約金ではなく、売主の進行義務違反の場合に本買主が被る実際の損害についての公正かつ合理的な見積もりであることを認め、これに同意する。

31. 製品の安全性

売主は、商品が、適用されるすべての法令上及び規制上の要件並びに業界基準を満たし、又はこれを上回ることを保証する。売主はさらに、商品が本買主の仕様に記載されている安全上重要な特性及び／又は原材料を管理する適用されるすべての本買主の基準を満たし、又はこれを上回ることを保証する。売主が商品の安全性に影響を与える可能性のある状態を認識した範囲において、売主は、(i) 可能な限り速やかにその旨を本買主に通知し、安全でない可能性のある商品が市場に出るのを防ぐためにあらゆる妥当な措置を講じること、及び (ii) 安全でない可能性のある状態の根本原因を特定するための調査、安全審査、評価、分析などにおいて本買主に協力することに同意する。安全でない可能性のある商品が市場に出回り、安全でない状態の根本原因が売主の全部又は一部によって引き起こされた範囲において、売主は、影響を受けた商品に関する安全リスクを最小限に抑えるために設計された活動（製品リコール、現場改修、検査などが含まれるが、これらに限定されない。）において本買主を支援すること（本買主が活動を実施又はこれに参加するために負担した費用の払戻しを含む。）に同意する。本条に定める要件を遵守しない場合は、注文の重大な違反を構成する。

32. 機会均等義務

請負業者及び下請業者としての本買主及び売主は、41 CFR§60-1.4(a)、60-300.5(a)及び 60-741.5(a)の要件に従うものとする。これらの規則は、保護されている退役軍人又は障害者としての地位に基づく有資格者に対する差別を禁止し、また、人種、肌の色、宗教、性別、性的指向、性同一性又は国籍に基づくすべての個人に対する差別を禁止している。さらに、これらの規則は、対象となる元請業者及び下請業者が、人種、肌の色、宗教、性別、性的指向、性同一性、国籍、保護されている退役軍人の地位又は障害に関係なく、個人を雇用し、雇用を進めるためのアファーマティブ・アクションを取ることを要求している。

33. 完全合意／変更

本契約は、供給契約又は注文契約のいずれかを問わず、それぞれの本契約に含まれる事項に関する売主と本買主の間の完全な合意を構成する。本規約に基づく商品、サービス、文書、又はソフトウェア（これらに付随するメンテナンス及びサポートのアップデートを含む。）とともに提供されるシュリンクラップ、クリックラップ、又はその他の諸条件、方針若しくは合意（以下「**追加条件**」という。）は、これらの使用がアクセスが許可される前に当該追加条件の肯定的な「承諾」を必要とする場合であっても、本買主を拘束しないものとする。当該追加条件はすべて効力を有しないものとし、本買主はその全体を拒否したものとみなされる。本契約は、各当事者が署名した書面によってのみ変更することができる。本買主は、改訂後の本規約をウェブサイト（https://www.corporate.carrier.com/suppliers/terms-conditions/）に掲載することにより、将来の注文書に関する本規約をいつでも修正することができ、当該改訂後の本規約は、その後に発行するすべての注文書に適用される。売主は、本買主に商品を提供することにより、本規約及びその将来の変更に拘束されることを認め、これに同意する。

 © 2025 Carrier All Rights Reserved.

最終更新日 2025/10/1 © 2025 Carrier All Rights Reserved.

別紙

この参照により本規約に組み込まれる Carrier の別紙 A、B 及び C の各最新版のコピーは https://www.corporate.carrier.com/suppliers/terms-conditions/に掲載されている。

A. **別紙 A–Carrier 情報のセキュリティ**

B. **別紙 B–施設又はシステムへのアクセス**

C. **別紙 C–適用法／遵守義務**

D. 別紙 D**–人工知能**

 © 2025 Carrier All Rights Reserved.

標準購入規約

別紙 A

Carrier 情報のセキュリティ

本方針の以下の規定は、売主が Carrier 情報を保管する場合はいつでも、https://www.corporate.carrier.com/suppliers/terms-conditions/に掲載されている Carrier の標準購入規約（以下「本規約」という。）及び本契約に組み込まれるものとする。本方針で使用されている大文字で始まる用語で定義されていないものはすべて、本規約で与えられたものと同じ意味を有するものとする。

1. 売主は、(*a*) 売主のネットワーク、システム及び運営、本サービス及び Carrier 情報のセキュリティ、利用可能性及び完全性を保護し、(b) セキュリティ問題を防止し、(c) ISO 27001 の認証要件を満たすように設計された管理、技術及び物理的保護措置を策定、維持、遵守するために商業的に合理的な努力をする。売主は、Carrier 情報を不正なアクセス及び使用から保護するために設計された適切な管理、技術、組織及び物理的な保護措置、セキュリティ意識並びにセキュリティ対策を含む、本買主が合理的に受け入れ可能な書面によるセキュリティ・プログラムを開発、実施、維持する。

2. 売主は、効果的な情報セキュリティを提供し、本買主が受け入れ可能なセキュリティ・ハードウェア、ソフトウェア、手順及び方針をインストールし、実装することに同意する。売主は、関連する情報及びセキュリティ・ソリューションの現状に適した水準のセキュリティ保護、準備、回復力を維持するために、改良された技術を利用し、進展するセキュリティ脅威に対応するためのハードウェア、ソフトウェア、手順、方針を監視し、更新することに同意する。要求に応じて、売主は、本契約及び／若しくは注文書の期間中に売主により若しくは売主に代わって行われた IT セキュリティに関連する内部監査の報告若しくは結果、又は SSAE16 レポート若しくは ISAE3402 に基づくものを含むがこれに限定されない監査報告書を本買主に提供するものとする。

3. 売主は、さらに以下のことに同意する。

3.1　本契約及び／又は注文書に基づく義務の履行において、本方針に定める規定を遵守して、又は法的義務を遵守するためにのみ、Carrier 情報を収集、これにアクセス、これを使用、共有し、又は許可された第三者に Carrier 情報を移転すること。売主は、(a)本規約に基づく本買主の本サービス購入に関連して本買主が書面で明示的に許可した場合、又は(b)法律により要求された場合を除き、Carrier 情報の二次的使用又はその他の使用（データマイニング目的など）を行うことはない。

3.2　少なくとも以下の領域に対応する情報セキュリティ方針を維持、実施すること。

3.2.1　情報セキュリティポリシー

3.2.2.　情報セキュリティの組織

3.2.3　資産管理

3.2.4　人的資源によるセキュリティ

3.2.5　物理的及び環境的セキュリティ

3.2.6　通信及び運用管理

3.2.7　アクセス制御

3.2.8　情報システムの取得、開発及び保守

3.2.9　情報セキュリティインシデント管理

3.2.10　事業継続管理

3.2.11　規制遵守

3.3　各領域が本条と一致する方法で対処されていることを本買主が合理的に満足できるように証明するのに十分な方針の索引又は類似の概要を本買主に提供すること。売主は、本買主の要求に応じて、最新の索引又は概要を本買主に提供し、方針を遵守するために計画されたアップグレードの実施予定表を含む計画を示すものとする。売主は、本買主が要求する当該方針の変更に関する合理的な要求を実施するものとする。

3.4　本買主又はその被指名人が 1 日前に通知することにより、その施設においてセキュリティ監査を実施すること、及び本買主がいつでもネットワーク監査を実施する（又は実施させる）ことを許可すること。本買主の同意に基づき Carrier 情報が共有環境に保管されている場合、本買主は、当該監査を実施するために第三者を利用するものとする。監査には、バックアップ保管施設を含む Carrier 情報を有するすべての施設が含まれるものとする。

3.5　本買主の別段の同意がある場合を除き、すべての Carrier 情報を、本買主、並びにその代理人及び本サービスを履行するため、又は機器及び機器が動作するプログラムを保守するためにアクセスを必要とする売主の従業員及び代理人のみがアクセスできる別のデータベースに分離すること。本買主が承認する場合、データの論理的な分離は、本要件の代わりとして認められることがある。売主は、その時点で利用可能な技術によって測定される合理的な努力をし、その権限を与えられた従業員、本買主及びその代理人以外が Carrier 情報にアクセスするのを防止するものとする。

3.6　すべての Carrier 情報及び該当するソフトウェアが適切にバックアップされ、災害又は緊急事態が発生した場合に復旧可能であること、及び売主の災害復旧計画（本規約において別途要求される場合がある。）にかかる要件が組み込まれていることを保証すること。

3.7　本契約及び／又は注文書の署名時に、本契約及び／又は注文書の終了時に Carrier 情報を本買主に返却する方法（バックアップ及びアーカイブ情報を含む。）、並びにすべての Carrier 情報を売主の機器及び施設から恒久的に除去する方法を記載した終了計画を本買主に提供すること。この計画には、業界で認められた非専有データベースで本買主にデータを提供すること、そうでない場合は、データにアクセスするための専有データベース・ソフトウェアを使用するライセンスを含める必要がある。

3.8　Carrier 情報を求める召喚状、調査などに応じて本買主に情報を提供し、全面的に協力し、売主の保有する情報を含むその情報に関して、本買主が証明などを求めるための情報及び支援を提供すること。売主は、Carrier 情報を第三者に提供することを求める要求を受けた場合、速やかに本買主に通知するものとする。

3.9　本買主が要求する場合、売主は、本買主から売主に提供された Carrier 情報セキュリティ方針を合理的な期間内に遵守することに同意する。

3.10　売主は、本買主の書面による事前承認なしに、他の事業体に Carrier 情報を提供しないものとする。本買主の承認の要求には、(i) 本規定のすべての要件がその履行に適用されること、及び (ii) 本買主が上記の監査を実施する権利を有することへの売主及び当該他の事業者による同意が含まれるものとする。

最終更新日 2025/10/1 © 2025 Carrier All Rights Reserved.

4. 暗号化要件　　売主は、本契約及び／又は注文書に基づき承認又は許可されるCarrier情報の移転、通信、リモートアクセス又は保存（バックアップ保存を含む。）に関連するものを含む、Carrier 情報の処理に関して、常に適切な形式の暗号化又はその他の安全技術を使用し、売主の人員に使用させる。本規約のこれと異なる定めにかかわらず、本買主の個人情報は、売主のモバイルコンピューティング機器（ラップトップコンピュータ、PDA（携帯情報端末）など）に保存しないものとする。

5. 通知　　売主は、(i)情報セキュリティに関するその時点の基準を満たさない場合、並びに(ii)合理的に疑われる、及び／又は確認されたすべてのセキュリティ問題について、本買主に直ちに書面で通知する。当該通知は、当該セキュリティ問題により影響を受ける本買主又は個人への影響、並びに売主が実施又は提案する是正措置及び改善努力を合理的な範囲で詳細に要約する。売主又は本買主のいずれが特定したかにかかわらず、セキュリティ問題が生じた場合又はその他情報セキュリティの基準を満たさない場合直ちに、売主は、もたらされるリスクを軽減するための措置を講じ、改善努力について本買主と誠実に協議し、本買主がその単独かつ合理的な裁量で、セキュリティ問題若しくは不履行の性質に見合った状況において必要、合理的若しくは適切であると判断する、又は政府機関により要求される是正計画を実施する。売主は、セキュリティ問題が是正されたことを確認するために実施する再テストの合理的な費用を含むがこれに限定されない、すべての費用及び経費について単独で責任を負うものとする。本買主が指定する期間内及び方法でセキュリティ問題又は不履行のリスクを是正しない場合、本方針、本規約及び／又は本契約の重大な違反とみなされる。

 © 2025 Carrier All Rights Reserved.

標準購入規約

別紙 B

施設又はシステムへのアクセス

本方針の以下の規定は、売主又は売主の人員が Carrier の施設又はシステムにアクセスする場合はいつでも、https://www.corporate.carrier.com/suppliers/terms-conditions/に掲載されている Carrier の標準購入規約（以下「本規約」という。）及び本契約に組み込まれるものとする。本方針で使用されている大文字で始まる用語で定義されていないものはすべて、本規約で与えられたものと同じ意味を有するものとする。

1. 売主は、アクセスに不適格な者又は事業体を特定するために、当該アクセスを求めるすべての売主の人員について、本人確認、就労許可の確認及び経歴調査を行うものとする。この義務を促進するために、売主は、当該アクセスの要求又は許可に先立ち、以下を行うものとする。

    1.2 アクセスを要求する売主の人員の身元及び必要な就労許可を確認する。本買主又はその本関連会社はさらに、売主の単独の費用で、就労許可、米国人及び／又は市民権の状態を確認するために指定サービス・プロバイダーを利用するように売主に指示することができる。

    1.3 適用法によって許容されない範囲を除き、本買主が承認する会社を使用して売主の人員の経歴調査を行い、(i)経歴調査の結果報告されているように、売主の人員が刑事上の有罪判決を受けていないこと、又は(ii)刑事上の有罪判決を受けたことがある場合、すべての適用法に従って、基礎となる犯罪の性質及び重大性、許可されるアクセスの性質及び範囲、問題の特定の仕事、有罪判決からの期間を考慮して、個別の評価が行われた後にのみ売主の人員が雇われたことを証明する。

    1.4 売主は、上記の基準を満たさないことに基づいて当該アクセスに不適格な売主の人員のためにアクセスを求めないものとし、アクセスを有する売主の人員いずれかが適格でなくなった場合、本買主に書面により直ちに通知する。

2. 売主は、売主にアクセスを許可するか否かについて本買主が単独の裁量を有することに同意し、売主に許可されるアクセス権限は本買主によって定義されることに同意する。本買主は、売主の人員にアクセスを許可する前に、輸出規制遵守、プライバシー、Carrier 情報の保護、セキュリティの承認、該当する研修、薬物検査、信用調査、技術管理計画、知的財産契約、その他のサイト固有の方針及び手順の遵守などに関するものを含むが、これらに限定されない追加要件を課す権利を留保する。

3. 売主は、アクセスを要求する売主の人員が当該アクセス要件を満たすこと、及びアクセス権限が承認された売主の人員に限定されることを確実にする責任を負うものとする。売主は、注文書の履行中いつでも、(i)売主の人員に関連する情報が何らかの理由で変更され若しくは不正確になった場合、又は(ii)アクセスを有する売主の人員のいずれかについてアクセスの必要性がなくなった場合、直ちに本買主に通知するものとする。 アクセスの必要性は、売主による解雇、転籍、又はその他の理由で雇用されなくなった売主の従業員については、自動的に消滅するものとする。

4. 売主又は売主の人員が注文書の履行中いずれかの時点で本買主のアクセス要件を満たすことを拒否し又は怠った場合、本買主が売主の人員へのアクセス許可を拒否することにつながる可能性があり、売主は本買主が売主又は売主の人員のアクセスの全部又は一部を拒否し、通知なく終了させる権利を有することに同意する。売主が本規定の要件を遵守できないとしても、売主は本契約及び／又は注文書の履

 © 2025 Carrier All Rights Reserved.

行を免除されず、本規約の「不可抗力」という条項に規定される「免責的遅延」を構成しないものとする。

5.　売主が個人の場合、売主は、売主が本買主又は本買主の本関連会社の従業員ではなく、本買主又は本買主の本関連会社の従業員の権利及び給付（年金、貯蓄、医療、その他の従業員給付制度及び取決めへの参加を含むが、これらに限定されない。）を受ける権利を有しないことを了承する。売主が会社又はその他の事業体の場合、売主は、売主の人員が本買主又は本買主の本関連会社の従業員ではなく、本買主又は本買主の本関連会社の従業員の権利及び給付（年金、貯蓄、医療、その他の従業員給付制度及び取決めへの参加を含むが、これらに限定されない。）を受ける権利を有しないことを了承する。

5.1 売主は、本条の違反が結果的に本買主、売主及び／又は売主の人員が責任を負うことのある法律の違反となる可能性があることを了承し、これに同意する。本買主の要求に応じて、売主は、アクセスの要求又は許可に先立ち、またその他のいかなる時点においても、本買主に対し、(i)アクセス要件が満たされている旨の本買主が定める様式による証明書、及び／又は(ii)売主がアクセス要件を遵守するために依拠した方法、プロセス、結果を検証する文書を提供する。現在の証明書フォームは、https://www.corporate.carrier.com/suppliers で入手することができる。

最終更新日 10/01/2025 © 2025 Carrier All Rights Reserved.

標準購入規約

別紙 C

適用法／遵守義務

本適用法及び関連する売主の遵守義務に関する以下の部分的かつ非排他的な要約は、https://www.corporate.carrier.com/suppliers/terms-conditions/に掲載されている Carrier の標準購入規約（以下「本規約」という。）及び本契約に組み込まれるものとする。売主は、本別紙 C に要約されているか否かにかかわらず、すべての本適用法を遵守するものとする。本方針で使用されている大文字で始まる用語で定義されていないものはすべて、本規約で与えられたものと同じ意味を有するものとする。

1. 差別

公正な雇用慣行に関する、若しくは年齢、肌の色、性別、身体的若しくは精神的ハンディキャップ、人種、国籍、宗教若しくは信条による差別を禁止するすべての法律、又はその他類似の連邦若しくは州法若しくは規制（アメリカ合衆国においては、これには、(i)公正な雇用慣行に関する、若しくは年齢、肌の色、性別、身体的若しくは精神的ハンディキャップ、人種、国籍、宗教若しくは信条による差別を禁止する E.O.11246、第 202 条、第 11625 条、第 11701 条及び第 11758 条、又はその他類似の連邦若しくは州法若しくは規制、(ii)連邦契約に基づく退役軍人の雇用強調に関する、38 U.S.C.4212（その後の改正を含む。）、及び(iii)連邦労働法に基づく従業員の権利の通知に関する E.O.13496 を含むがこれらに限定されない。）。

2. その他の労働慣行

現在有効である、又は今後有効となる、労働及び雇用慣行並びに児童労働に関するすべての法律（アメリカ合衆国においては、1938 年公正労働基準法（Fair Labor Standards Act of 1938：以下「**FLSA**」という。）（29 U.S.C.§201-219）（その後の改正を含む。）第 6 条、第 7 条及び第 12 条並びに FLSA 法第 14 条、第 12 条(a)及び第 15 条(1)に基づいて発行された米国労働省の規則及び命令、並びにウォルシュ・ヒーリー法（Walsh-Healy Public Contracts Act）（41 U.S.C. §§ 35-45）、並びに契約労働時間及び安全基準法（Contract Work Hours and Safety Standards Act）（40 U.S.C.§§§§327-332）、並びにその改正を含むがこれらに限定されない。）、並びに労働関係、最低賃金及び雇用時間に関する他の法律の規定。売主は、児童労働又は強制労働を使用してはならず、注文書及び本契約の対象となる商品の部品又はコンポーネントの生産に関与する下請業者、サブサプライヤー又はベンダーにこれを使用させてはならない。

3. データ・プライバシー

(a) 2018 年 5 月に発効し、随時改正される、欧州連合の一般データ保護規則（General Data Protection Regulation）に関連する規則及び規制を含む、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、及び／又は本買主の従業員、取締役、代理人、請負業者又はその他の代表者を特定できるその他の情報（以下「**本買主個人データ**」という。）など、本買主が売主に提供する個人データの処理、転送及び保管に関するすべての法律。

(b) 売主が本買主個人データを第三者と共有、第三者に対して譲渡、開示、又はアクセスの提供を行う場合、売主は、(i)売主に代わって本買主個人データを処理する下請業者又はその他の第三者の行為及び不作為について、当該本買主個人データに関する自らの作為及び不作為について責任を負うのと同じ方法及び同じ範囲で責任を負い、(ii)当該第三者が本条に定めるものと同一又は同等の義務及び保護を含む

 © 2022 Carrier All Rights Reserved.

書面による契約によって拘束されるようにし、(iii)当該行為が適用法に準拠している範囲においてのみ、第三者と共有、第三者に対して譲渡、開示又はアクセスの提供を行うものとする。

(c)　売主は、本買主個人データ又は本買主の専有情報の偶発的又は違法な破壊、損失、改ざん、又は開示の疑いのあるインシデント（以下「**セキュリティ違反**」という。）を認識した後、可能な限り速やかに（ただし、いかなる場合においても 48 時間以内に）本買主に書面により通知する。その後売主はセキュリティ違反を封じ込め、是正するために可能な限りあらゆる合理的な措置を講じるものとし、法律で制限されている場合を除き、セキュリティ違反の調査及び是正に関する情報を本買主に提供し、法律又は裁判所の命令により要求される場合を除き、セキュリティ違反に関する通知又は情報（以下「**セキュリティ違反通知**」という。）について、セキュリティ違反通知（もしあれば）の内容、媒体及びタイミングについての本買主による書面の事前承認なしに、通知、発表、公開を行わず、又はその他放送を許可せず、法律又は裁判所命令によって要求される場合でも、セキュリティ違反通知を提供する前に本買主と調整するためにあらゆる合理的な努力をするものとする。さらに、売主は、個人データが影響を受けるデータ主体に対して、法律で要求されるあらゆる通知を行う責任を負うものとものとする。

(d)　欧州経済領域の国又はスイスから売主に提供された本買主個人データについては、欧州委員会（European Commission）が欧州委員会決定 2010/87/EU（Decision 2010/87/EU）により採択したモデル契約条項の条項が支配し、参照することによりここに組み込まれることに両当事者は合意する。

4. 紛争鉱物

売主は、本買主に適用されるにドッド＝フランク・ウォール街改革・消費者保護法（Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act：以下「**法**」という。）の紛争鉱物条項（第 1502 条）の制定の基盤となる公共政策と一致し、コンゴ民主共和国及び隣接国（以下「**DRC 諸国**」という。）からのスズ、タンタル、タングステン及び金（以下「**紛争鉱物**」という。）の調達に関連した重大な法的リスク及び非法的リスクを認識している。したがって、売主は、法第 1502 条及びその施行規則を遵守し、本買主が適用法令を遵守するために必要な情報を提供することを約束する。売主が法に定める「**登録者**」でない範囲において、売主は、届出要件を除き、法第 1502 条及びその施行規則を遵守するものとする。特に、売主は、(i)本買主に提供する商品に組み込まれた紛争鉱物の原産国に関する合理的な調査、(ii)DRC 諸国から供給された紛争鉱物が直接的又は間接的に違法な紛争を支援しているかどうかを判断するために、必要に応じて国内又は国際的に認められたデュー・ディリジェンスの枠組みに従ったそのサプライチェーンのデュー・ディリジェンス、並びに(iii)原産国調査及びデュー・ディリジェンスの手順を実施するために必要なリスク評価及び軽減措置を実施するサプライチェーン方針及びプロセスを整備しておくことを約束する。売主は、法第 1502 条及びその施行規則（その後の改正を含む。）を遵守するために必要なその他のあらゆる措置を講じるものとする。

5. グローバル化学物質規制遵守

商品にグローバル化学物質規制対象物質若しくは懸念材料（以下総称して「**MOC**」という。）が含まれている場合、又は商品が使用される製造工程で使用されている場合、売主は、以下を行うものとする。

(a)　商品が製造、生産、販売及び／又は引き渡される法域におけるすべての本適用法（以下「**グローバル化学物質規制**」という。）を遵守すること。これには、(i)登録、通知、認可、制限又は禁止義務、及び(ii)危険有害性の分類、表示、包装、安全データシート（Safety Data Sheet：以下「**SDS**」という。）又は安全使用の遵守及び伝達義務などが含まれるが、これらに限定されない。グローバル化学物質規制には、以下の規制が含まれるが、これらに限定されない。

グローバル RoHS（EU、インド、中国、台湾、韓国、トルコ、UAE、ロシア及びユーラシア経済

連合技術規則、サウジアラビア、英国）

REACH（EU、トルコ、韓国、ユーラシア、インド、ブラジル）

シンガポールの WSH 規制及び HazCom 基準

拡大生産者責任（Extended Producer Responsibility：EU WEEE）

廃棄物枠組み指令（Waste Framework Directive）　SCIP

EU CLP　毒性情報センター届出（Poison Control Notifications）

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（Stockholm Convention on Persistent Organic Pollutants：POP）

EU 殺生物性製品規則（EU Biocidal Products Regulation）

化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals：GHS）

カリフォルニア州プロップ 65　安全飲料水及び有害物質施行法（California Prop 65 Safe Drinking Water and Toxic Enforcement Act）

カナダ環境保護法（Environmental Protection Act）

米国有害物質規制法（Toxic Substances and Control Act）

米国連邦殺虫剤・殺菌剤・殺鼠剤法（United States Federal Insecticide, Fungicide and Rodenticide Act：FIFRA)

(b)　グローバル化学物質規制及び適用される顧客要件を遵守し、人の健康及び環境に対するリスクを最小化する製品及び製造プロセスを開発するための本買主の努力に協力すること。かかる協力は以下を含むが、これらに限定されない。(i)商品又は商品の製造、組立、使用、保守又は修理に使用される工程に含まれるあらゆる MOC の性質及び範囲を調査し、本買主に伝えること。(ii)商品に含まれる各 MOC の数量を含む物質ごとの物質組成を確認するために合理的に必要なすべての文書を提供すること。(iii)本買主に安全使用に関する通信文書及び安全データシートを提供すること。(iv)商品に関連して使用された、又は使用する予定の MOC、並びに使用制限及び許認可要件などの関連規制管理に関して、本買主の要求する形式で、本買主による情報提供の要求に速やかに対応すること。(v)要求に応じて、本買主への商品の継続販売及び本買主による商品の使用について、登録及び認可を含むがこれらに限定されない、必要な規制当局の認可を得る努力に協力すること。(vi)本買主から売主サイト又は他の手段で提供されたツール及びフォームを使用すること。

(c)　本条において、「**懸念材料**」又は「**MOC**」とは、(i)適用されるグローバル化学物質規制の対象であるか、若しくは本買主若しくは本買主の顧客が懸念する物質である物質、又は(ii)www.corporate.carrier.com/suppliers（以下「**本サプライヤーサイト**」という。）において公表された懸念材料のリストにおいて本買主が特定した、若しくはその他の方法により提供された化学物質若しくは材料をいう。

6. 環境、健康及び安全に関する要件

売主が(a)本買主のサイトの敷地内で作業する、(b) 買主サイトの従業員の直接監督の下で作業する、又は(c)本買主のサイトのために、本買主のサイトの指示に従ってインストール、保守又はサービス作業を提供する範囲において、売主は本買主のサイトの請負業者環境安全衛生プログラム（Contractor Environment, Health & Safety Program：以下「**EH&S プログラム**」という。）に従うものとする。 売主は、EH&S プログラムの要件及び労働安全衛生法（Occupational Safety and Health Act）（29 U.S.C. 651 et. seq）、並びに環境、健康及び安全の保護を扱うその他の本適用法を含むがこれらに限定されない、すべての本適用法を遵守することに同意する。 作業を開始する前に、売主は、(i)売主の EH&S 資格及び安全かつ環境的に健全な作業慣行に関する過去の実績を評価し、(ii)売主が行う作業に関連する EH&S リスクを評価し、(iii)危険及びリスクの程度並びに／又は行う作業の種類に基づいて売主の EH&S 要件を策定するためにサイトによる評価を受けることがある。 この審査の範囲は、本買主の裁量とする。 サイトが要求する場合、売主は、本買主のサイトが評価を行うのに助けとなる情報を提供するものとする。 売主がその資格を記載した情報を偽った場合、又は EH&S プログラムを遵守しなかった場合、売主は不履行となり、本買主は注文書及び／又は本契約を終了することができる。

7. 制限対象者及び制限付き調達

(a) 売主は、以下に定義される**制限対象者**のいずれでもないことを表明する。(i)米国、欧州連合又はその加盟国、英国、又はその他の適用ある政府（米国財務省外国資産管理局（Office of Foreign Assets Control：以下「**OFAC**」という。）の特別指定国民リスト（Specially Designed Nationals List）、OFAC統合制裁リスト（OFAC Consolidated List）又はその他の類似リストを含むが、これらに限定されない。）によって取引が制限又は禁止されている当事者のリストに記載されている当事者。(ii)キューバ、イラン、北朝鮮、シリア、ウクライナのクリミア、ドネツク若しくはルハンスク地域（以下「**制限対象地域**」という。）又はベネズエラの政府（その部局及び機関を含む。）。(iii)制限地域の一般住民又はその法律に基づいて設立された事業体。(iv)(i)から(iii)の対象となる当事者が合計で40%以上所有又は支配している事業体。

(b) 売主は、注文及び本契約の対象となる商品のサービス、商品、部品又はコンポーネントを、制限対象者又は制限対象地域から調達してはならない。

(c) 売主は、米国税関・国境警備局（U.S. Customs and Border Protection）が発行した違反商品保留命令（Withhold Release Orders）の対象となる当事者及び地域など、仕向国への輸入が制限されている地域又は事業体から、注文及び本契約の対象となる商品の商品、部品、コンポーネントを調達してはならないものとする。

(d) 売主は、本買主の合理的な要求に応じて、法律及び規制要件並びに命令の遵守を確認するために、商品又は商品のサブコンポーネント（場合に応じて）のサプライヤーの身元及び／又は製造場所を本買主に提供するものとする。 売主は、サブサプライヤーに対してもかかる要求に従うよう求めるものとする。

8. 輸出規制遵守

(a) 売主は、本注文で意図されるすべての活動及び取引に関して、適用されるすべての輸出管理法、規制及び命令（米国商務省産業安全保障局（Bureau of Industry and Security, U.S. Department of Commerce：以下「**BIS**」という。）が管理する米国輸出管理規則（U.S. Export Administration Regulations）15 C.F.R.パート 730-774（以下「**輸出規制**」という。）を含む。）並びに経済制裁法及び貿易禁止令（米国財務省外国資産管理局（U.S. Department of the Treasury's Office of Foreign Assets Control：以下「**OFAC**」という。）並びに米国国務省（U.S. Department of State）が管理又は施行するも

のを含む。）（以下「**制裁**」という。）を遵守し、その各子会社、代理人及び請負業者にこれらを遵守させるものとする。

(b)　売主は、売主、その子会社、それら各々の役員、取締役、本注文に従事する売主のベンダーが、それぞれの場合において制限対象者になった場合、又はその当事者が制限対象者になる合理的根拠がある場合、本買主に速やかに書面で通知するものとする。

(c)　売主は、(i)本買主に対して、当該商品が ITAR の対象とならず、米国武器リスト（United States Munitions List：以下「**USML**」という。）に掲載されていないことを表明、保証し、(ii)本買主に対して、EAR が管理する商品、ソフトウェア、技術又はサービスの(a) 該当する統一関税表番号（Harmonized Tariff Schedule Number）及び(b)輸出管理分類番号（Export Control Classification Number：以下「**ECCN**」という。）を提供し、当該分類が商品又はソフトウェアの ECCN と異なる場合には部品及びコンポーネントの ECCN を含めるものとし、また、(c)他の本適用法に基づく類似の分類を提供するものとする。

(d)　売主が本買主との間で米国からの輸出を意図した商品を含む取引に従事している場合、売主は米国の主たる受益者（U.S. Principal Party of Interest：以下「USPPI」という。）であり、15 CFR § 30.3 に規定される特定のデータ要素を本買主に提供することが要求される。

メキシコ税関のために、会計請求書（支払いに使用される請求書）が必要である。

この請求書には、例外なく以下のデータ要素を含める必要がある。

I.　場所及び提出日
II.　文書番号
III.　USPPI の名称及び所在地
IV.　商品の受取人の名称及び所在地
V.　買主の名称及び所在地（受領者と異なる場合）
VI.　商品の商業上の説明（品番がある場合は品番を含む。）
VII.　数量／単位
VIII.　価格
IX.　通貨

この情報に加え、米国輸出規制遵守を確保するため、本買主は、電子輸出情報（Electronic Export Information：以下「EEI」という。）の提出を完了するために必要なデータ要素を本買主に提供することを売主に要求する。かかる追加要件は、以下のとおりであり、荷送人の指示書に記載され、又は会計請求書若しくは商業インボイスに記載されることがある。

I.　出荷元所在地
II.　USPPI の EIN（税金 ID 番号）又は DUNS（企業識別番号）
III.　原産国
IV.　別紙 B 又は HTSUS（本買主は国勢調査で禁止されていない限り、HTSUS を使用する。）
V.　ECCN 又は ECCN を決定するのに十分な技術情報
VI.　インコタームズ
VII.　ライセンス供与の決定に影響を与える可能性があるものとして売主が知っている情報

 © 2022 Carrier All Rights Reserved.

9. 輸入規制遵守

以下の規定は、売主が記録上の輸入者である貨物に適用される。

(a) 税関／原産国の要件。 売主は、すべての商品に、商品の仕向地の法域にとっての適切な原産国表示があることを保証する。

(b) 自由貿易協定の支援。 売主は、(i)原産国証明書、又は(ii)自由貿易協定証明書を求める本買主の要求に適時に対応することに同意する。

(c) 関税の払戻し。 要求があれば、売主は、本買主に対して、記入済みの払戻証明書及び本買主が払戻請求を完了させるために必要な文書を提供し、合衆国法典第 19 編第 1313 条に従って証拠書類を保管することに同意する。 売主は、本買主が関税の払戻しを求めるために、本規約に基づき提供される商品に関する売主の米国税関の関税払戻しの権利の一切を本買主に譲渡することに同意する。 かかる関税払戻しの権利には、商品に関連する二次サプライヤーから取得した直接識別、代替、関税払戻しの権利によって創出された権利が含まれるものとする。 売主は、売主が認識した関税払戻しの権利の存在を本買主に通知することに同意する。 売主は、本買主が商品に関する輸入税を回収するために、輸入の証明（米国税関・国境警備局の輸入サマリー（Entry Summary）、インボイス、梱包明細書、船荷証券、配達記録など）及び署名済みの米国税関・国境警備局フォーム 7552 （Form 7552）（製造及び配達証明書（Certificates of Manufacture and Delivery）又は配達証明（Certificates of Delivery））を含むが、これらに限定されない、本買主が合理的に要求する文書を要求に応じて提供することに同意する。 売主はさらに、当該輸入税の回収に関連して要求された支援を本買主に提供することに同意する。売主及び本買主は、両当事者が、本買主に代わって請求を完了し、これを提出する第三者のサービス・プロバイダーに、払戻請求を完了するために必要なすべての文書を送信することに合意する。 当該第三者サービス・プロバイダーは、本買主の単独の裁量により選定される。 両当事者は、払戻請求を裏付けるすべての文書を受領する権限を有する事業者として第三者のサービス・プロバイダーを指名する秘密保持契約を締結することに同意する。

10. 追加の輸入規制遵守

以下の規定は、本買主が記録上の輸入者である貨物に適用される。

(a) 関税の払戻し。 要求に応じて、売主は、本買主が払戻申請を完了するために合理的に要求する情報を提供することに同意する。

(b) 税関／原産国の要件。 売主は、船荷証券及び／又は商業インボイスに提供されるすべての情報が正確であることを保証する。 売主は、原産国表示及び識別要件が満たされていることを保証する。売主は、商品が本買主によって輸入される国に応じて、出荷ごとに該当する原産地証明書を提供するものとする。

(c) アンチダンピング／相殺関税。売主は、対象商品の製造、供給、取引又は輸出に関して、売主又はその業界代表が米国国際貿易委員会（US International Trade Commission）又は米国商務省（U.S. Department of Commerce）から受領した通信、質問状又は命令を速やかに、遅くとも受領から 7 日以内に、本買主に通知するものとする。 売主は、売主によって、又は売主を通じて供給された輸入品がアンチダンピング／カウンターベイリング／セーフガード／追加関税、調査、及び／又は命令の範囲外であることを立証するために必要な文書（該当する場合）を本買主に提供するものとする。

(d) セキュリティ・プログラム。 本買主は、CTPAT、PIP、AEO などの様々な税関セキュリティ・プログラム（他の現地で同等のものを含め、以下すべて併せて「**セキュリティ・プログラム**」という。）に参加している。 売主は、(i)関連するセキュリティ・プログラムへの本買主の参加に必要なあらゆる情報を提供すること、(ii)本買主から通知されたセキュリティ・プログラムが要求する出荷要件に従うこ

と、及び(iii)セキュリティ・プログラムが要求し本買主が通知したセキュリティ対策を実施するために合理的な努力をすることに同意する。

(e) 自由貿易協定の支援。 売主は、本買主が(i)原産国証明書、又は(ii)自由貿易協定証明書を要求した場合、かかる情報又は文書の要求から 10 営業日以内に対応することに同意する。 売主が、商品が貿易協定、一方的な優遇プログラム、又は「ファーストセール」評価などのその他の関税節約機会に基づく税制優遇措置の対象となることを購入前に本買主に対して確認する場合、売主は、本買主が該当する関税管轄区域に申告しようとする時に、本買主が許容可能な自由貿易協定証明書の形式で確認書を提供するものとする。売主はまた、米国税関・国境警備局を含むがこれに限定されない関連政府による審査において、本買主からのあらゆる支援要請に協力することに同意する。

(f) ISF。 米国への国際海上輸送の場合、売主は、必要な輸入者セキュリティ・ファイリング（Importer Security Filing：以下「**ISF ファイリング**」という。）を容易にするために、必要に応じて本買主と協力するものとする。 売主は、ISF ファイリングが適時に行われなければならないことを認め、商品が出発港で本船に積み込まれる 72 時間前までに本買主の指定代理人に必要な情報を提供することに同意する。 売主は、本買主により定められた方法で、本買主の代理人に必要な情報をすべて提供するものとする。売主の責任により、ISF ファイリングが遅れたことで本買主が米国 CBP の罰金を負担した場合、売主は本買主にその罰金を補償するものとする。 詳細な ISF ファイリング要件は、以下に記載されている。
https://www.cbp.gov/border-security/ports-entry/cargo-security/importer-security-filing-102

(g)インボイスの十分性及び正確性。 売主は、元のインボイスが関連する法的要件又は本契約の遵守に対して不正確又は不完全であると判断された場合、再度のインボイスのためのすべての要請に速やかに協力するものとする。売主に起因する数量又は価格の不一致に関連する場合、再度のインボイス及び必要な遵守の是正に関連するすべての費用は、売主が負担するものとする。 インボイスの不正確さ及び／又はインボイスの不存在に関連して税関で発生した保管料は、売主が負担するものとする。

 © 2022 Carrier All Rights Reserved.

標準購入規約

別紙 D

人工知能

売主が、人工知能を含み、組込み、又は利用する商品若しくはサービスを提供する場合、本別紙の以下の条項は、以下の URL で確認できる Carrier の標準購入規約 https://www.corporate.carrier.com/suppliers/terms-conditions/ （以下「**本規約**」といいます）及び本契約に組込まれる。本別紙において定義されていない大文字で表記された用語は、すべて本規約において定義されたものと同一の意義を有するものとする。

1. 定義と範囲

「人工知能」又は「AI」とは、知能を模倣又は表すソフトウェア、システム、アルゴリズム、モデル、又は技術（機械学習、深層学習、ニューラルネットワーク、大規模言語モデル、コンピュータビジョンシステム、生成 AI 技術を含むがこれらに限定されない）を意味する。本別紙は、AI を組込み、利用し、又は用いて開発されたあらゆる商品若しくはサービスに適用される。

2. 開示と文書化

売主は、引渡し前に本買主に対し書面により以下の事項を開示するものとする：(a) 商品又はサービスに AI コンポーネントが含まれるかどうか；(b) かかる AI コンポーネントの機能、能力、及び制限；(c) AI システムが処理するデータの種類； (d) 商品又はサービスが第三者の AI 技術を利用しているかどうか；及び (e) 売主が AI システムの安全性、セキュリティ、及び適用される法律・規制への準拠を確保するために実施している AI ガバナンス枠組みの説明。当該文書は、AI コンポーネントのライフサイクルを通じて維持され、更新されるものとする。

3. AI 規制への準拠

売主は、商品又はサービスに組み込まれたすべての AI コンポーネント又はシステムが、AI 技術の開発、展開、及び使用を規制する、適用のあるすべての法律、規制、業界標準、及びフレームワークに準拠していることを保証する。これには、データ保護、プライバシー、差別禁止、透明性、説明可能性、及び業界固有の AI 規制を含むがこれらに限定されないものが含まれる。売主は、規制の動向を監視し、新たな又は改訂された AI 規制への継続的な準拠を確保するものとする。

4. リスクマネジメント

売主は、以下の要件を満たす包括的な AI リスク管理システムを構築し、維持管理するものとする：(a) AI コンポーネントの開発、導入、及び使用に関連する潜在的なリスクを特定すること；(b) 適切なリスク軽減措置を実施すること；(c) AI システムの定期的なテスト及び検証を含むこと；及び(d) 提供される商品又はサービスに影響を及ぼす可能性のある、特定されたリスク、インシデント、又は脆弱性について、本買主に速やかに通知する仕組みを定めること。

 ©2025 Carrier. All Rights Reserved.

5. 透明性と説明

売主は、すべての AI システムが、その利用目的とリスクプロファイルに適切な透明性と説明可能性のレベルで設計されていることを保証する。個人に影響を与える意思決定を行う又は支援する AI システムについては、売主は以下の事項を確実にするものとする：(a) システムの動作が理解可能な用語で説明可能であること；(b) 意思決定が適切にレビュー可能であること；及び(c) 必要に応じて人間の監督が維持されること。

6. AI におけるデータ利用

第 8.5 条及び別紙 A に定めるデータプライバシーに関する規定に準拠するほか、売主は、AI システムのトレーニング、テスト、又は運用に利用されるすべてのデータが法的に取得され、適切に処理されていることを保証する。売主は、データソース、処理活動、及びデータガバナンス措置に関する記録を維持し、本買主の請求に応じて当該記録を提供する。売主は、本契約に基づく義務を履行するために必要な範囲を超えて、本買主のデータ、機密情報、又は知的財産を AI システムのトレーニングに利用しないものとする。ただし、本買主の事前の書面による同意がある場合を除く。

7. AI 知的財産

第 19 条の規定に加え、売主は、商品又はサービスに組み込まれた AI 生成コンテンツ、コード、その他の出力物に関して、必要なすべての権利及び許可を取得していることを保証する。本買主のために特に開発された AI 生成出力物の所有権は、第 19 条に定義される「本買主プロジェクト財産」とみなされる。売主は、AI 生成コンテンツの起源を追跡し記録するための適切な措置を実施する。

8. 人的監督と説明責任

売主は、AI システム（特に高リスクなアプリケーション）に対して適切な人的監督を継続的に実施するものとする。売主は、AI システムに関連する人的監督、介入、及び責任の役割と責任を明確に定義するものとする。売主は、本買主の事前の書面による承認なしに、重要な意思決定を意味のある人的監督なしに実行する完全自律型の AI システムを配備しないものとする。

9. AI 監査と評価

売主は、本買主が合理的な事前通知に基づき、AI コンポーネントの監査及び評価を実施することを許可する。これには、技術文書レビュー、テスト、又は第三者検証を含むがこれらに限定されない方法が含まれる。このような監査には、バイアス評価、セキュリティテスト、パフォーマンス検証、コンプライアンス確認、又は本買主が必要と判断するその他の評価が含まれることがある。

10. AI セキュリティ

売主は、業界のベストプラクティスに従い、AI システムに対して適切な技術的及び組織的なセキュリティ対策を実施するものとする。これには、不正アクセス、敵対的攻撃、データポイズニング、及びモデル盗用又は操作に対する保護が含まれる。売主は、AI コンポーネントにおいて特定されたセキュリティ脆弱性を速やかに是正するものとする。

11. AI 補償

第 10 条に定める売主の損害賠償責任は、AI コンポーネントに起因するいかなる請求、主張、又は損害を含むがこれらに限定されない以下の事項に及ぶものとする：(a) AI システムの故障又はエラー；(b) 偏った又は差別

 ©2025 Carrier. All Rights Reserved.

的な出力； (c) AI 生成コンテンツに関連する知的財産権侵害の主張；(d) 許可のないデータの使用；(e) AI 関連法規への違反；及び (f) 適切な安全措置の実施不備。

 ©2025 Carrier. All Rights Reserved.